

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月27日
【事業年度】	第66期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
【会社名】	船井電機株式会社
【英訳名】	FUNAI ELECTRIC CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 執行役員社長 船越 秀明
【本店の所在の場所】	大阪府大東市中垣内7丁目7番1号
【電話番号】	072（870）4304
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 管理本部長 上島 誠
【最寄りの連絡場所】	大阪府大東市中垣内7丁目7番1号
【電話番号】	072（870）4304
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 管理本部長 上島 誠
【縦覧に供する場所】	船井電機株式会社 東京支店 （東京都千代田区外神田4丁目11番5号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第62期	第63期	第64期	第65期	第66期
決算年月	平成26年 3 月	平成27年 3 月	平成28年 3 月	平成29年 3 月	平成30年 3 月
売上高 (百万円)	233,802	216,553	170,041	133,838	130,130
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△2,908	600	△13,653	△7,726	△11,909
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△7,400	31	△33,839	△6,745	△24,709
包括利益 (百万円)	△2,928	9,191	△37,479	△6,098	△25,467
純資産額 (百万円)	114,743	123,218	84,439	76,656	50,717
総資産額 (百万円)	180,729	188,902	154,191	108,685	80,270
1株当たり純資産額 (円)	3,328.58	3,576.14	2,442.28	2,242.38	1,485.96
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△216.89	0.92	△991.81	△197.70	△724.21
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	62.84	64.59	54.04	70.39	63.16
自己資本利益率 (%)	—	0.03	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	1,504.35	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△1,251	16,897	△7,549	△13,329	△5,369
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△2,730	△17,360	11,805	13,266	△2,174
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△4,676	△2,725	69	△11,150	△584
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	43,612	42,991	47,116	38,971	30,650
従業員数 (人)	5,112	3,604	3,318	2,826	2,408

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第62期、第64期、第65期及び第66期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第63期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第62期、第64期、第65期及び第66期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

5. 第62期、第64期、第65期及び第66期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第62期	第63期	第64期	第65期	第66期
決算年月	平成26年 3 月	平成27年 3 月	平成28年 3 月	平成29年 3 月	平成30年 3 月
売上高 (百万円)	177,794	153,968	135,147	103,982	119,197
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△1,108	△1,223	14,980	△5,315	△8,414
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△10,099	△531	△4,610	2,138	△19,435
資本金 (百万円)	31,307	31,307	31,307	31,307	31,307
発行済株式総数 (株)	36,130,796	36,130,796	36,130,796	36,130,796	36,130,796
純資産額 (百万円)	77,639	76,222	70,197	71,269	51,362
総資産額 (百万円)	118,611	115,895	116,239	91,994	73,612
1株当たり純資産額 (円)	2,271.65	2,229.81	2,053.17	2,084.46	1,504.87
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当 額) (円)	35.00 (－)	35.00 (－)	30.00 (－)	10.00 (－)	－ (－)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△296.02	△15.59	△135.12	62.69	△569.64
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	－	－	－	－	－
自己資本比率 (%)	65.35	65.64	60.27	77.31	69.75
自己資本利益率 (%)	－	－	－	3.03	－
株価収益率 (倍)	－	－	－	15.09	－
配当性向 (%)	－	－	－	15.95	－
従業員数 (人)	953	868	794	752	687
(外、平均臨時雇用者数)	(48)	(25)	(22)	(22)	(20)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第62期、第63期、第64期及び第66期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第65期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第62期、第63期、第64期及び第66期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

5. 第62期、第63期、第64期及び第66期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。

2【沿革】

年月	事項
昭和36年8月	大阪市生野区に資本金20百万円にて船井電機㈱を設立
昭和39年3月	広島県深安郡（現福山市）に生産会社として中国船井電機㈱（現連結子会社）を設立
昭和51年6月	株式の額面金額変更（500円→50円）のため、形式上の存続会社と合併
昭和51年9月	本店を大阪府大東市に移転
昭和55年6月	ドイツ ハンブルグに販売拠点としてFUNAI ELECTRIC TRADING (EUROPE) GmbH（現FUNAI EUROPE GmbH、現連結子会社）を設立
昭和58年7月	東京都千代田区に東京支店を設置
平成3年5月	米国 ニュージャージーに販売拠点としてFUNAI CORPORATION, INC.（現連結子会社）を設立
平成4年3月	香港に中国広東省で委託加工を行うため、嘉財実業有限公司（現船井電機（香港）有限公司、現連結子会社）を設立
平成8年1月	当社及びフナイ販売㈱（平成18年11月清算終了）のサービス部門を分離し船井サービス㈱（現連結子会社）を設立
平成11年2月	㈱大阪証券取引所市場第二部に株式を上場
平成12年3月	㈱東京証券取引所市場第一部に株式上場、並びに㈱大阪証券取引所市場第一部に指定
平成12年11月	船井軽機工業㈱を吸収合併
平成13年3月	決算期を6月15日から3月31日に変更
平成15年7月	タイ ナコンラーチャシーマーに生産拠点としてFUNAI (THAILAND) CO., LTD.（現連結子会社）を設立
平成15年12月	中国の広東省東莞機械進出口有限公司の黄江工場（広東省東莞市）において委託加工を開始
平成16年4月	FUNAI ELECTRIC TRADING (EUROPE) GmbH（現連結子会社）の社名をFUNAI EUROPE GmbHに変更
平成18年10月	ポーランド ルブシュに生産拠点としてFUNAI ELECTRIC (POLSKA) Sp.z o.o.（現FUNAI ELECTRIC EUROPE Sp.z o.o.、現連結子会社）を設立
平成19年10月	米国 オハイオにサービス拠点としてFUNAI SERVICE CORPORATION（現連結子会社）を設立
平成20年6月	米国 ジョージアに販売拠点としてP&F USA, Inc.（現連結子会社）を設立
平成21年4月	メキシコ メヒコに販売拠点としてP&F MEXICANA, S.A. DE C.V.（現連結子会社）を設立
平成22年7月	FUNAI ELECTRIC (POLSKA) Sp.z o.o.（現連結子会社）の社名をFUNAI ELECTRIC EUROPE Sp.z o.o.に変更
平成22年7月	中国 広東省に生産拠点として中山嘉財船井電機有限公司（現連結子会社）を設立
平成24年2月	インド ムンバイに販売拠点としてFunai India Private Limited（現連結子会社）を設立
平成24年6月	中国 広東省に生産拠点として中山船井電機有限公司（現連結子会社）を設立
平成25年4月	フィリピン バタンガスに生産拠点としてFunai Electric Philippines Inc.（現連結子会社）を設立
平成25年4月	Lexmark International, Inc.よりインクジェットプリンタ関連製品製造子会社（現Funai Electric Cebu, Inc.、現連結子会社）の全株式取得
平成25年7月	㈱東京証券取引所と㈱大阪証券取引所の市場統合に伴い、㈱大阪証券取引所市場第一部は、㈱東京証券取引所市場第一部に統合
平成27年10月	米国 デラウェアにFUNAI CORPORATION, INC.（現連結子会社）とP&F USA, Inc.（現連結子会社）の統括会社としてFUNAI NORTH AMERICA, INC.（現連結子会社）を設立
平成28年4月	メキシコ ティファナに生産拠点としてFunai Manufacturing, S.A. DE C.V.（現連結子会社）を設立

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び関係会社28社（子会社27社、関連会社1社）により構成され、電気機械器具の製造及び販売を主たる事業とし、これに附帯する事業を営んでおります。

主要な製品としては下記のものがあります。

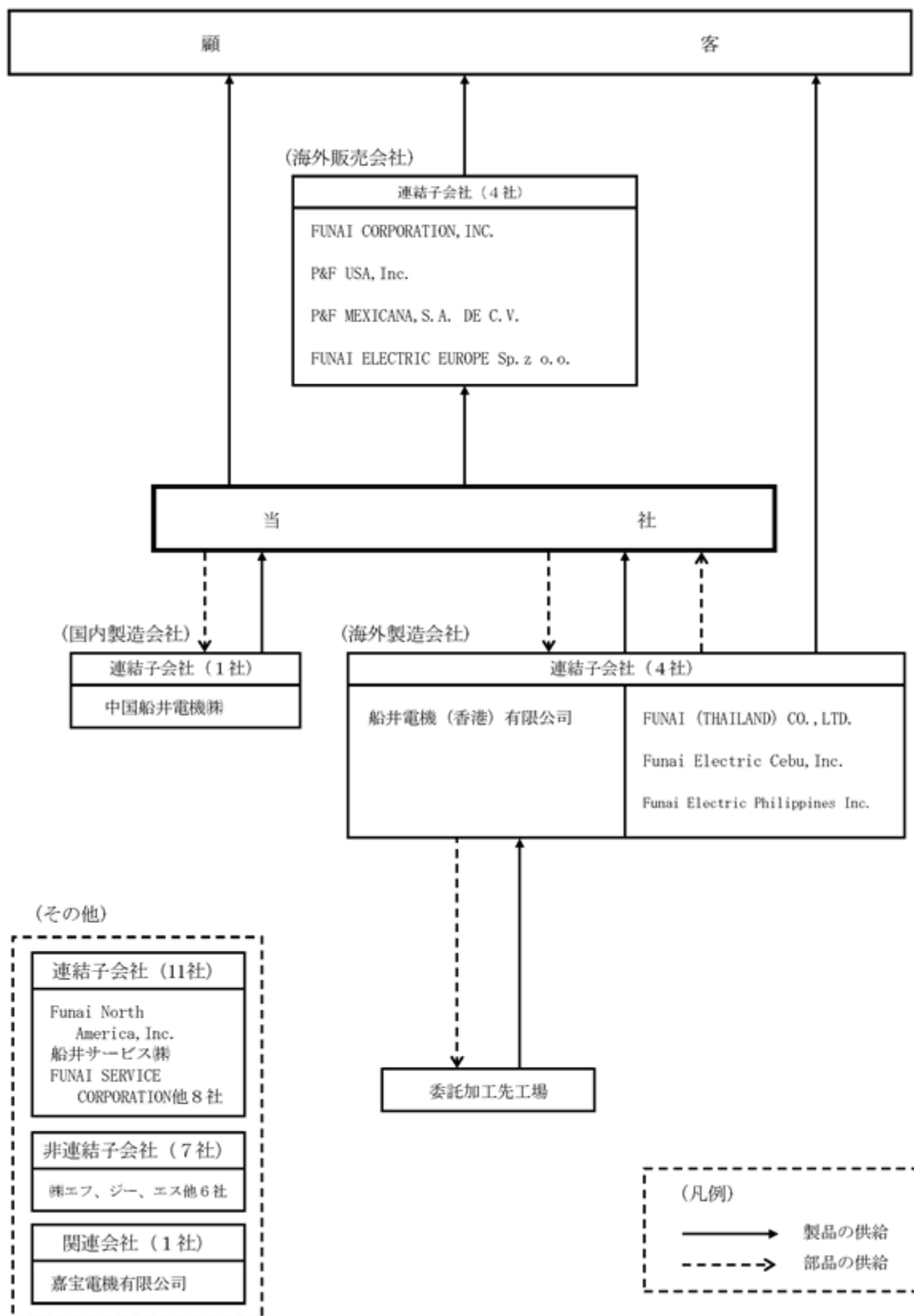
（映像機器）液晶テレビ、DVDプレーヤ、DVDレコーダ、ブルーレイディスクプレーヤ、
ブルーレイディスクレコーダ

（情報機器）プリンター、インクカートリッジ

当社及び主要な関係会社の事業内容と当該事業における位置づけは、次のとおりであります。

事業の内容	主要会社	セグメントの名称
映像・情報機器等の製造	当社	日本
	中国船井電機(株)	日本
	船井電機(香港)有限公司	アジア
	FUNAI (THAILAND) CO.,LTD.	アジア
	Funai Electric Cebu,Inc.	アジア
	Funai Electric Philippines Inc.	アジア
映像・情報機器等の販売	当社	日本
	FUNAI CORPORATION,INC.	米州
	P&F USA,Inc.	米州
	P&F MEXICANA,S.A. DE C.V.	米州
	FUNAI ELECTRIC EUROPE Sp.z o.o.	欧州
その他 ・北米地区における子会社の管理 ・電気機械器具のアフターサービス他	Funai North America,Inc.	米州
	船井サービス(株)	日本
	FUNAI SERVICE CORPORATION他16社	米州他

事業の系統図は次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	セグメントの名称	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社)			百万円			
中国船井電機(株)	広島県福山市	日本	40	電気機械器具等の加工	100	当社へ加工品の納入 当社所有の建物を賃貸 役員の兼任あり
船井サービス(株)	大阪府東大阪市	日本	10	電気機械器具のアフターサービス	100	当社製品のアフターサービス
船井電機(香港)有限公司 (注) 1.	香港新界	アジア	千HK\$ 115,000	電気機械器具の製造(委託加工)	100	当社へ製品の納入 資金援助あり
FUNAI (THAILAND) CO.,LTD. (注) 1. 3.	タイ ナコンラーチャシーマー	アジア	千BAHT 1,568,200	映像機器の製造	100 (19.1)	当社へ製品の納入
Funai Electric Cebu,Inc. (注) 1.	フィリピン セブ	アジア	千US\$ 67,150	電気機械器具の製造	100	当社へ製品の納入
Funai Electric Philippines Inc.	フィリピン バタンガス	アジア	千PHP 1,176,000	電気機械器具の製造	100	当社へ製品の納入 資金援助あり
Funai North America,Inc. (注) 1.	米国 デラウェア	米州	千US\$ 123,600	北米地区における子会社の管理	100	北米地区における子会社 統括会社 役員の兼任あり
FUNAI CORPORATION,INC. (注) 1. 2. 3.	米国 ニュージャージー	米州	千US\$ 68,500	電気機械器具の販売	100 (100)	当社製品の販売 役員の兼任あり
P&F USA,Inc. (注) 1. 3.	米国 ニュージャージー	米州	千US\$ 55,000	電気機械器具の販売	100 (100)	当社製品の販売 役員の兼任あり
P&F MEXICANA, S.A. DE C.V.	メキシコ メヒコ	米州	千MXN 177,900	電気機械器具の販売	100	当社製品の販売 資金援助あり 役員の兼任あり
FUNAI SERVICE CORPORATION	米国 オハイオ	米州	千US\$ 2,500	電気機械器具のアフターサービス	100	当社製品のアフターサービス 役員の兼任あり
FUNAI ELECTRIC EUROPE Sp.z o.o. (注) 1.	ポーランド ルブシュ	欧州	千PLN 132,605	電気機械器具の販売	100	当社製品の販売
その他8社	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 特定子会社に該当しております。

2. FUNAI CORPORATION,INC.は、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が100分の10を超えております。

FUNAI CORPORATION,INC.の主要な損益情報等

① 売上高	83,707百万円
② 経常利益	486百万円
③ 当期純利益	433百万円
④ 純資産額	9,734百万円
⑤ 総資産額	17,662百万円

3. 議決権の所有割合の()内は内書きで間接所有割合であります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成30年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
日本	732
米州	256
アジア	1,418
欧州	2
合計	2,408

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数が前連結会計年度末に比べ418名減少しております。これは主にFUNAI（THAILAND）CO.,LTD.（セグメントの名称：アジア）における映像機器の生産減少によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成30年3月31日現在

従業員数（人）	平均年令（才）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
687 [20]	43.2	17.4	6,019,200

セグメントの名称	従業員数（人）
日本	687 [20]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を「」外数で表示しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金及び賞与を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労使関係は良好であり、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当民生用電気機器業界におきましては、当社グループの主要市場である北米において液晶テレビの需要が減少し、供給業者間の競争が激化するとともに、DVD・BD関連製品につきましても映像コンテンツのインターネット配信の進展に伴い市場の縮小が続くなど厳しい環境が続いております。

こうした業界環境におきまして当社グループの経営方針、対処すべき具体的な課題及び対応は下記のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営基本方針

当社グループは「より良い製品を」「より厚い信用を」「より実りある共存共栄を」の社是のもと、最も効率的な開発、生産、販売体制を構築し、世界マーケットへ高品質かつ適正価格の製品を安定供給することによって、厚い信用を築くとともに、さらに当社に関わるすべての人々の相互繁栄を期することを基本方針として事業活動を推進してまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社グループの経営指標につきましては、売上高営業利益率を最も重視しており、全社をあげて長期的に売上高営業利益率5%以上を目標に取り組んでまいります。

(3) 対処すべき課題

① 売上高の拡大及び収益力の回復

当社グループでは売上高の拡大と収益力の回復が最重要課題と位置づけております。

映像機器については、北米市場においてウォルマート社に続く大手量販店との販路の開拓・拡充を図るとともに、AIテレビなど高付加価値製品の投入を通じてマーケット・シェアの拡大を図ってまいります。また、今後成長が期待できる日本市場におきましては、有機ELテレビなど製品ラインナップを強化するとともに、広告宣伝の強化と顧客満足度の向上を通じて「FUNAI」ブランドのさらなる浸透を図ってまいります。さらに今後は、業務用の機器につきましても取り組んでまいります。

情報機器におきましては、高付加価値の特殊プリンターや産業用インクカートリッジを積極的に展開することで、これまでの研究開発の成果を収益として取り込んでまいります。

さらに新規事業におきましては、マイクロフルイデックス（微量流体制御技術）応用製品、ヘルスケア・メディカル機器、車載関連製品・EV（電気自動車）などに積極的に取り組んでまいります。

当社グループでは、上記の各戦略を着実に実行するため、商品企画から開発、部材調達、生産、販売に至る部門間における相互連携の精度向上を図り、市場のニーズに応えた製品を適時に市場供給できるよう改善に取り組んでおります。

② 生産体制の最適化と強化

当社グループでは、中国・タイ・フィリピン・メキシコにそれぞれ生産拠点を保有しております。最適な地域に生産を集中することで現地部材調達率を高め、製品が消費者に届くまで、一貫した生産効率の向上とコスト削減に取り組んでおります。

③ 人材の育成と登用

当社グループでは、新しいグローバル競争時代を勝ち抜くため、また、中長期の事業戦略を推進するうえで、社員個々人の能力を向上させグループ力強化に繋げることが重要であると認識しております。このため、語学をはじめとする社内外の研修体制の強化・拡充により若手、中堅社員を問わず積極的な人材育成と登用を行っております。

2【事業等のリスク】

当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 当社グループの経営方針について

当社グループは、グローバル規模での最適地生産・販売体制のもと、良質で低価格の製品を消費者に提供する方針をとっており、主要製品である映像機器（DVD関連製品・液晶テレビ等）及び情報機器（プリンター等）並びにその他（車載用バックライト等）の製造・販売を行っております。

上記デジタル製品分野は、価格競争が激しく、ライフサイクルも短く、かつ新技術・新機能の開発競争も激化しており、これらの状況は当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

① 製品のコスト、市場価格について

当社グループは、ウォルマートを代表とするマスマーチャンダイザーの顧客を最大のターゲットにしているため、低価格の実現が必要と考えております。このため、最適地生産体制の確立、独自に開発した生産性向上システムであるFPS（フナイ・プロダクション・システム）の一層の深耕を図るとともに、部品の内製化及び集中購買等を通じてコスト削減を行っております。

しかし、当民生用電気機器業界は競争が激しいため、部品・原材料価格が上昇した場合は、これらの対策を実施したにも拘らず、コスト圧力が生じ当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 新技術への対応について

当民生用電気機器業界におきましては、かつてないスピードでのグローバル化、業際を越えた業界再編、インターネットの浸透と環境に配慮した社会の進展といった変化の中、市場ニーズも多様化しており、新製品開発の質・量・スピードを高めていく必要があります。

当社グループでは、こうした課題に対応すべく、他社との事業提携や産学連携、人材育成などにより新規事業分野を中心とする技術力の向上、場合によってはM&A等も選択肢の一つとして捉えております。しかし、予想以上の市場ニーズの多様化や技術革新等の発生によっては当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 製品・サービスの欠陥について

当社では、品質管理及び技術関係部署を中心に品質の維持向上に努めております。また、国内外にサービス会社を設立しサービス体制を整えております。ただし、製品の欠陥が生じ、製品の修理、交換の対応に問題が生じた場合、その保証の影響及び社会的評価の低下等により当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 知的財産権について

近年、製品の製造販売等をせずに、第三者から購入した知的財産権を用いて特許訴訟を提起して特許実施料収入を得る、所謂「パテント・トロール」の活動が盛んになっております。この傾向に製造販売業界全体が苦慮しており、このトロールの活動如何では多額の裁判費用及び賠償額支払いを余儀なくされ、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 業務提携等について

当社グループでは売上拡大と収益向上を効率的に実現するため、業務提携を行うことがあります。しかし、様々な要因により、当初期待した相乗効果が得られない場合、提携関係を継続できない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績、成長見通しに影響を及ぼす可能性があります。

(2) 海外市場動向等の影響について

① 米州市場への依存度について

当社グループの売上高は海外市場の構成が高く、特に米州市場への全売上に占める割合は当連結会計年度実績で72.5%となっております。また、その中でもウォルマートグループへの全売上に占める割合は当連結会計年度実績で59.9%となっております。

そのため、米州の景気が急速に後退した場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 中国での生産依存について

当社グループは、コストメリットが活かせる地域に生産を集中させ、部品の大量一括購買を行うことにより、製品の価格競争力の向上を図っております。当連結会計年度における海外生産比率は98.0%であり、そのうち、中国における生産（委託加工）比率は58.6%となっており、生産拠点の分散化を図ってきたことから同国での生産比率は低下傾向にあるものの、引き続き生産を行っているため、同国において人件費の高騰、政治体制の変動、紛争・自然災害の発生等、不測の事態が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 為替変動リスクについて

当社グループは、主力製品について最適地生産・販売体制の考えに基づいて生産地を決定しております。

中国におきましては液晶テレビ等を生産（委託加工）しております。また、タイ及びメキシコにおきましては液晶テレビ、フィリピンではインクジェットプリンター、インクカートリッジ及びDVD関連製品を生産しております。

一方、販売につきましては、当社がこれらの製品を当該海外生産子会社から仕入れ、海外販売子会社を通じて北米等を中心とした世界の市場に向けて販売する他、国内におきましては、OEM供給先に対する直接販売等を行っております。

当社グループの売上は主に米ドル建てですが、一部メキシコペソや円建ての取引が存在します。また、主な仕入取引については大半が米ドル建てで決済を行っております。米ドル建ての売上と仕入の取引については為替変動による影響はありませんが、売上がメキシコペソや円建ての場合は、米ドル建て費用に対する為替変動の影響を受けます。

また、海外通貨建ての資産・負債は決算日時点の為替レートにより円換算されることから、大幅な為替変動は当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) その他のリスク

① 法的規制について

当社グループは事業を展開する各国において、商取引、輸出入、独占禁止、知的財産権、製造物責任、環境保護、消費者保護、金融取引及び事業者への課税をはじめとする様々な法規制の適用を受けます。これらの法規制あるいは当局の法令解釈が従来から変更になること等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 訴訟等について

当社グループは国内外で展開する事業において、継続的に運営に関する各種の訴訟リスクが存在します。重要な訴訟等が提起された場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 情報管理について

当社グループの社内システムについて情報漏洩対策やウィルス防御システムの導入などを施しておりますが、人的ミスや新種のウィルス等に起因する情報漏洩やシステムダウンを完全に防御できない可能性があります。こうした事象が発生した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 退職給付債務について

当社グループ及び一部のグループ会社では、確定給付企業年金制度を設けており、その退職給付債務は、年金資産に係る長期期待運用収益率や割引率などの数理計算上の前提に基づいて算出されております。しかしながら、その前提条件に変更の必要が生じた場合や運用環境の悪化等により年金資産が減少した場合、また、年金制度の変更等により将来の退職給付費用が増加した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 資金調達について

当社グループの業績の悪化により、資金調達の制約を受け、資金調達コストの上昇を招く可能性があり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 継続企業の前提に関する重要な事象について

当社グループは、前連結会計年度において、重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上し、当連結会計年度においても営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上したことから、現時点においては継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。ただし、「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (3)継続企業の前提に関する重要な事象を解消するための対応策」に記載のとおり、当該重要事象等を解消するための対応策を実施していることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社、以下同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

①財政状態及び経営成績の状況

当社グループの主要市場である米国におきましては、堅調な企業業績による良好な雇用情勢が続いているものの、賃金は緩やかな伸びにとどまり、今年に入り個人消費の減速がみられるなど、景気拡大ペースは緩やかな減速となりましたが、引き続き底堅い景況観が継続すると思われます。欧州では設備並びに人手の不足に加え、生産、輸出、消費が総じて冴えず、景気拡大ペースが鈍化したしました。中国におきましては、消費はやや減速感がみられますが、雇用情勢が改善するなど景気は底堅く推移しております。

わが国におきましては、輸出や企業の生産活動の落ち込みがみられましたが、雇用及び所得情勢が堅調に推移したことから、緩やかな景気回復の動きを維持しております。

このような状況下、当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

a. 財政状態

（流動資産）

当連結会計年度末における流動資産の残高は67,779百万円（前連結会計年度末85,503百万円）となり、17,724百万円減少いたしました。

（固定資産）

当連結会計年度末における固定資産の残高は12,491百万円（前連結会計年度末23,181百万円）となり、10,690百万円減少いたしました。

（流動負債）

当連結会計年度末における流動負債の残高は26,842百万円（前連結会計年度末29,575百万円）となり、2,732百万円減少いたしました。

（固定負債）

当連結会計年度末における固定負債の残高は2,711百万円（前連結会計年度末2,453百万円）となり、257百万円増加いたしました。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産の残高は50,717百万円（前連結会計年度末76,656百万円）となり、25,939百万円減少いたしました。

b. 経営成績

当連結会計年度の経営成績は、売上高130,130百万円（前期比2.8%減）、営業損失10,885百万円（前期は6,775百万円の営業損失）、経常損失11,909百万円（前期は7,726百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失24,709百万円（前期は6,745百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

所在地別セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

（日本）

日本は、売上高36,199百万円（前期比16.0%増）、セグメント損失（営業損失）5,634百万円（前期は8,219百万円のセグメント損失（営業損失））となりました。

（米州）

米州は、売上高92,949百万円（前期比8.7%減）、セグメント損失（営業損失）965百万円（前期は131百万円のセグメント損失（営業損失））となりました。

（アジア）

アジアは、売上高853百万円（前期比211.5%増）、セグメント損失（営業損失）3,948百万円（前期は630百万円のセグメント損失（営業損失））となりました。

（欧州）

欧州は、売上高127百万円（前期比79.3%減）、セグメント損失（営業損失）83百万円（前期は45百万円のセグメント利益（営業利益））となりました。

②キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、売上債権の減少及び未払金の増加等があったものの、税金等調整前当期純損失の計上及び仕入債務の減少等により、前連結会計年度末に比べ8,320百万円（21.4%）減少し、当連結会計年度末には30,650百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動の結果使用した資金は5,369百万円であり、前連結会計年度に比べ7,960百万円（59.7%）減少となりました。これは主に売上債権の減少及び未払金の増加があったものの、税金等調整前当期純損失の計上及び仕入債務が減少したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動の結果使用した資金は2,174百万円（前年同期は13,266百万円の獲得）となりました。これは主に定期預金の払戻による収入及び貸付金の回収による収入があったものの、定期預金の預入による支出及び有形固定資産の取得による支出によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動の結果使用した資金は584百万円であり、前連結会計年度に比べ10,565百万円（94.8%）減少となりました。これは主に配当金の支払によるものであります。

③生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	前年同期比 (%)
日本 (百万円)	6,726	80.5
米州 (百万円)	1,844	—
アジア (百万円)	94,581	115.2
欧州 (百万円)	—	—
合計 (百万円)	103,151	114.0

(注) 1. 金額は製造価格によっており、セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

b. 受注実績

当社グループが販売している自己ブランド製品は需要予測による見込生産を行っております。従いまして、受注実績は記載しておりません。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	前年同期比 (%)
日本 (百万円)	36,199	116.0
米州 (百万円)	92,949	91.3
アジア (百万円)	853	311.5
欧州 (百万円)	127	20.7
合計 (百万円)	130,130	97.2

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。

相手先	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
	金額 (百万円)	割合(%)	金額 (百万円)	割合(%)
WAL-MART STORES, INC.	78,530	58.7	77,979	59.9
株式会社ヤマダ電機	997	0.7	17,115	13.2

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

①重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されており、その作成にあたっては、決算日における資産・負債の報告数値及び収益、費用の報告数値について影響を与える見積り、判断及び仮定を使用することが必要となります。当社グループの経営陣は過去の実績や状況に応じた合理的な見積り、判断及び仮定により継続的に検証し意思決定を行っております。しかしながら、これらの見積り、判断及び仮定は不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

②当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績等

1)財政状態

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は67,779百万円（前連結会計年度末85,503百万円）となり、17,724百万円減少いたしました。

現金及び預金の減少（40,136百万円から32,390百万円へ7,745百万円減）、受取手形及び売掛金の減少（15,571百万円から9,953百万円へ5,617百万円減）、商品及び製品の減少（15,459百万円から13,251百万円へ2,208百万円減）が大きく、その原因の主なものは、売上が減少したことによるものであります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は12,491百万円（前連結会計年度末23,181百万円）となり、10,690百万円減少いたしました。

有形固定資産の減少（12,963百万円から8,193百万円へ4,770百万円減）、特許権の減少（2,576百万円減）及び投資その他の資産のその他に含まれている長期前払費用の減少（2,620百万円から502百万円へ2,117百万円減）が大きく、その原因の主なものは、固定資産の減損損失を計上したことによるものであります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は26,842百万円（前連結会計年度末29,575百万円）となり、2,732百万円減少いたしました。

支払手形及び買掛金の減少（18,603百万円から11,808百万円へ6,794百万円減）、未払金の増加（7,280百万円から10,372百万円へ3,091百万円増）が大きく、支払手形及び買掛金の減少の原因の主なものは、原材料等の仕入が減少したことによるものであります。また、未払金の増加の原因の主なものは、特許権使用料に係る未払金の増加によるものであります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は2,711百万円（前連結会計年度末2,453百万円）となり、257百万円増加いたしました。

長期未払金の増加（281百万円から744百万円へ463百万円増）が大きく、その原因の主なものは、特許権使用料に係る未払金の増加によるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は50,717百万円（前連結会計年度末76,656百万円）となり、25,939百万円減少いたしました。

その原因の主なものは、為替換算調整勘定の減少（△11,206百万円から△12,305百万円へ1,099百万円減）及び利益剰余金の減少（47,020百万円から21,970百万円へ25,050百万円減）によるものであります。

2)経営成績

(売上高)

当社グループの主力であるディスプレイ事業におきまして、国内市場ではF U N A I ブランドの販売開始により増収となりました。一方、主要市場である北米では、液晶テレビの需要が前年比で減少傾向となるなか、液晶テレビ市場へ中国メーカーが大型モデルを中心に大量に出荷したことなどにより、製品供給が過剰となった結果、競合相手とのさらなる価格競争の激化により販売台数が下振れした影響を受け、同製品の売上高が当初計画を大幅に下回る結果となりました。また、DVD関連製品につきましては、市場規模の縮小に伴い前期比で売上高が減少いたしました。さらに前連結会計年度において連結子会社であったD X アンテナ株式会社の当社保有全株式をエレコム株式会社に譲渡し、連結の範囲から除外したため、同社が販売していた受信関連用電子機器の売上がなくなり減収となりました。これらの影響により、売上高は前期比2.8%減の130,130百万円となりました。

(営業損失)

液晶テレビの販売台数の減少に加え、年末商戦向けに価格が下落する前に調達した液晶パネル並びにそのパネルを使用して生産した液晶テレビを在庫として抱えることになり販売促進費の負担が増加したこと、液晶パネルの価格下落局面で価格競争力のある製品をタイムリーに供給できなかったこと、メモリなどの部材価格が高止まりしていることなどから、営業損失は10,885百万円（前期は6,775百万円の営業損失）となりました。

(経常損失)

米ドルに対する円高による為替差損が発生したことから、経常損失は11,909百万円（前期は7,726百万円の経常損失）となりました。

(親会社株主に帰属する当期純損失)

減損損失を計上したことなどから、親会社株主に帰属する当期純損失は24,709百万円（前期は6,745百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

当社グループは前連結会計年度に中期経営方針を策定し、当連結会計年度においては売上高160,000百万円、営業利益600百万円を目標として経営を進めてまいりましたが、当該目標をいずれも下回る結果となりました。このため当連結会計年度の経営成績の下振れ要因を詳細に分析・検討し、以下の基本戦略を柱とする経営方針への見直しを当連結会計年度に実施いたしました。今後、この新たな経営方針に基づいて経営成績の改善を図ってまいります。

基本戦略① 北米市場におけるマーケット・シェアの拡大

- ・ウォルマートに続く大手量販店との取引拡充
- ・A I テレビなどの高付加価値製品の市場投入

基本戦略② 日本市場におけるF U N A Iブランド浸透

- ・有機E Lテレビの市場投入をはじめとするF U N A Iブランド製品のラインナップ強化
- ・広告宣伝強化と顧客満足度向上によるブランドの浸透

基本戦略③ 新規ビジネスの展開

- ・オフィスソリューション事業で培った研究開発の成果から新たな製品を展開
- ・マイクロフルイディクス（微量流体制御技術）応用製品、ヘルスケア・メディカル機器、車載用機器、及び業務用映像機器などの新規事業を積極的に展開
- ・アライアンス企業との提携により、電気自動車（E V）関連事業の幅広い分野への算入

3) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

b. 経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因として、主要製品である液晶テレビの需要動向及び競争環境、並びに部材価格動向などがあります。当連結会計年度におきましては、当社グループの主要市場である北米において、液晶テレビの需要が前年比で減少傾向となるなか、液晶テレビ市場への製品供給が過剰となった結果、競合相手とのさらなる価格競争の激化により販売台数が下振れした影響を受け、同製品の売上高が当初計画を大幅に下回る結果となりました。また、液晶テレビの販売台数の減少に加え、年末商戦向けに価格が下落する前に調達した液晶パネル並びにそのパネルを使用して生産した液晶テレビを在庫として抱えることになり販売促進費の負担が増加したこと、メモリなどの部材価格が高止まりしていることなどから営業損失を計上することとなりました。このため、今後はA I テレビなどの高付加価値製品の投入、顧客別セグメンテーションの最適化を通じた戦略的な製品展開によって価格競争の影響を軽減すること及び市場の動向に迅速かつ柔軟に対応すべくサプライチェーンマネジメントの徹底を図ることなどを通じて、液晶テレビの市場動向及び部材価格の動向が経営に及ぼす影響を軽減してまいります。

c. 資本の財源及び資金の流動性

資金需要

当社グループの資金需要は主に大きく分けて運転資金需要及び設備資金需要があります。

運転資金需要のうち主なものは製品の仕入、製造子会社では製品を製造するための材料仕入、製造費、共通するものとして販売費及び一般管理費等の営業費用によるものであります。また、設備資金需要といたしましては、主に機械装置並びに工具、器具及び備品等の固定資産購入によるものであります。

財務政策

当社グループは現在、運転資金及び設備資金につきましては、内部資金より充当し、不足が生じた場合は銀行からの借入金で調達を行っております。

d. 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、本業における利益率を高めることが全てのステークホルダーの利益に合致するものと考え、売上高営業利益率を最も重要な指標として位置付けております。

前連結会計年度に中期経営方針を策定し、当連結会計年度におきましては売上高160,000百万円、営業利益600百万円を目標として経営を進めてまいりましたが、実績といたしましては売上高130,130百万円、営業損失10,885百万円となり、売上高営業利益率はマイナス8.4%（前年同期比3.3ポイント低下）となりました。営業損益につきましては、赤字が継続しており、厳しい収益状況が続いていることから、赤字からの脱却が急務かつ最優先課題であると認識しております。このため、当連結会計年度におきまして中期経営方針を見直し、持続的な成長に向けて収益構造改革を実現する「2018年度経営方針」を策定し、新たな3か年の経営成績目標を以下のとおりとしております。今後はこの経営成績目標の着実な達成並びに売上高営業利益率の改善に向けて取り組んでまいります。

中期経営成績目標

	平成31年3月期	平成32年3月期	平成33年3月期
売上高	103,000百万円	113,000百万円	130,000百万円
営業利益 (売上高営業利益率)	400百万円 (0.4%)	700百万円 (0.6%)	1,100百万円 (0.8%)

e. セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(日本)

前連結会計年度において連結子会社であったDXアンテナ株式会社の当社保有全株式をエレコム株式会社に譲渡し、連結の範囲から除外したため、同社が販売していた受信関連電子機器の売上がなくなり減収となりましたが、液晶テレビやBDレコーダーは販売が好調に推移したことにより増収となり、売上高は36,199百万円（前期比16.0%増）となりました。しかしながら、損益につきましては、本社において研究開発費を負担していることなどにより、セグメント損失（営業損失）5,634百万円（前期は8,219百万円のセグメント損失（営業損失））となりました。

(米州)

液晶テレビ、DVD関連製品やインクカートリッジが減収となり、売上高は92,949百万円（前期比8.7%減）となりました。また、液晶テレビ市場の規模縮小によって製品供給が過剰となったことから価格競争が激化し、多くの販売協力金を計上したことなどにより、セグメント損失（営業損失）は965百万円（前期は131百万円のセグメント損失（営業損失））となりました。

(アジア)

液晶テレビやその他部品が増収となり、売上高は853百万円（前期比211.5%増）となりました。液晶パネルやメモリを含む半導体関連部品の価格高騰などにより、セグメント損失（営業損失）は3,948百万円（前期は630百万円のセグメント損失（営業損失））となりました。

(欧州)

インクジェットプリンターやインクカートリッジが減収となりました。この結果、売上高は127百万円（前期比79.3%減）、セグメント損失（営業損失）は83百万円（前期は45百万円のセグメント利益（営業利益））となりました。

(3) 継続企業の前提に関する重要な事象を解消するための対応策

当社グループは、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク (3)その他のリスク ⑥継続企業の前提に関する重要な事象について」に記載のとおり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していません。

現状の当社グループの現金及び預金の残高にて、当面の間の運転資金が十分に賄える状況であることから、重要な資金繰りの懸念はありません。

また、当社グループは前連結会計年度に策定した中期経営方針を当連結会計年度において見直しを行い、その基本方針に基づいて以下の対応策を段階的に実行していくことによって、当該事象の解消が実現できるものと考えております。

- ① ディスプレイ事業（液晶テレビ事業）
 - ・北米市場における既存顧客先での販売増と新規顧客の開拓
 - ・日本市場におけるFUNAIブランド製品及びOEM製品開発への経営資源集中
- ② デジタルメディア事業（DVD・BD事業）
 - ・北米市場において製品を絞ったニッチ戦略の展開
 - ・日本市場におけるFUNAIブランド製品の充実と新規OEM先の開拓
- ③ オフィスソリューション事業（情報機器関連事業）
 - ・高付加価値プリンター製品の販売拡大による収益率の向上
 - ・マイクロフルイディクス（微量流体制御技術）を活かした派生ビジネスの展開
- ④ 新規事業
 - ・ヘルスケア、医療、車載に関する新製品の開発と市場投入による売上拡大

4【経営上の重要な契約等】

(1) 技術受入契約

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
船井電機(株)	エムペグ・エルエー L. L. C.	米国	デジタルテレビ他	特許実施権の許諾	自 平成20年3月11日 契約特許存続期間中
〃	トムソン・ライセンシング S. A.	フランス	デジタルテレビ他	特許実施権の許諾	自 平成19年9月30日 契約特許存続期間中

(2) 商標権許諾契約

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
船井電機(株)	コーニンクレッカ・フィ リップス・エレクトロニ クス N. V.	オランダ	テレビ製品	商標権の許諾	自 平成20年8月4日 至 平成30年12月31日
〃	〃	オランダ	DVD製品	商標権の許諾	自 平成21年1月1日 至 平成30年12月31日
〃	三洋電機(株)	日本	テレビ・DVD製品	商標権の許諾	自 平成26年10月14日 至 平成32年3月31日
〃	イーストマン・コダッ ク・カンパニー	米国	インクジェ ットプリンター 製品	商標権の許諾	自 平成27年2月1日 至 平成30年12月31日
〃	〃	米国	インクジェ ットプリンター 消耗品	商標権の許諾	自 平成27年2月1日 至 平成30年12月31日

5【研究開発活動】

当社グループは、「社会に役立つ夢ある企業への挑戦」を経営理念とし、これまでに蓄積しましたメカトロニクスとその高精度制御技術、レーザー制御技術、光学技術のコア技術への進化及び先進企業との協業や大学、研究機関との産官学アライアンスの積極的な構築による研究開発の推進によって、愛される製品づくりを目指しております。

当社グループの研究開発活動は、当社（セグメントの名称：日本）の開発技術部及び各担当技術部門並びに、海外の開発拠点（セグメントの名称：米州及びアジア）が推進しており、当連結会計年度における研究開発費の総額は6,242百万円でありました。

当社グループの事業は、電気機械器具の製造販売であり、事業区分はしておりませんが、当連結会計年度における主要な研究開発活動の概要は、次のとおりであります。

(1) 映像機器関連技術

映像機器製品につきましては、第2世代デジタルテレビ時代を迎え、4Kディスプレイを主軸に、HDR（High Dynamic Range）、Wide Color、4K超解像技術及び膨大なコンテンツ数への視聴対応や利便性向上技術（例えば、音声検索機能、マルチビジョングラフィック技術）などの技術の進化を図っております。特にバックライトにおきましては、輝度やコントラスト、色再現、画質というテレビにとって重要な性能面と製品のコスト面のいずれにおいても影響が大きく、また当社のもつ光学・機構技術をいかに発揮できる分野であります。そのため昨今主流のHDR技術搭載のテレビを当社独自のアプローチで実現すると同時に、供給する地域や製品コンセプトに基づき性能と価格のバランスを考慮しつつ、光学系設計・解析、機構設計・強度解析、熱解析、信頼性確認など長年培ってきた当社テレビ製品に対する技術力を結集し、高画質テレビを普及価格帯に浸透させてまいります。

(2) 車載関連技術

革新的なモビリティ開発を進める株式会社FOMMと資本業務提携し、同社が有する電気自動車開発ノウハウと当社がこれまで民生用電気機器分野で培ってきたモノづくり力の融合を図り、環境にやさしい小型電気自動車の普及促進に取り組んでまいります。同社との協業に伴い、当社の液晶テレビ、DVD・BD関連製品等の開発で培われた映像・光学技術、メカトロ・サーボ技術をもとに、車載インフォテインメント系、車載パワートレイン系の開発、製品化を進めております。また、産業技術総合研究所から技術移管を受けた「スキャンミラー」技術の車載向け距離センサー等への応用開発も進めております。

(3) 新製品

数多くの知的財産を保有する当社独自のインクジェット技術を適用した「マイクロフルイディクス」（微量流体制御技術）技術は、産業分野、メディカル・ヘルスケア分野、その他理化学研究開発分野への応用開発を進めております。

メカトロ・サーボ技術をもとにリクライニングベッドコントローラの製品化開発を行い量産を開始しております。

「スキャンミラー」技術につきましては、車載向け距離センサー等の開発の他、産業機器、民生機器への応用開発も進めております。

(4) 研究開発

大阪大学大学院医学系研究科及び医学部附属病院が設立した、「大阪大学健康・医療クロスイノベーション会議」に参画することによって、多様な先進企業及び同学のメディカル・ヘルスケア関連研究組織と包括的な連携を構築し、組織、分野を超えたクロスイノベーションの実現、研究成果の事業化を実現するとともに、当社のもつメカトロニクスとその制御技術を活かして、医療・介護従事者の作業支援や高齢者の自立支援に役立つ製品開発に取り組んでおります。また、レーザー制御技術、光学技術等の当社独自技術を用いた製品創造へとつなげる基礎技術開発を推進しております。

(5) 知的財産戦略

自社研究開発、自社製品開発において、戦略的知的財産権の獲得、他社の特許を侵害しない製品開発を進めることにより、特許収支の改善を図っております。一方で、研究機関や他社との協業、他社特許の獲得、自社特許の譲渡を効率的に進めることにより、即効性のある総合的な特許戦略を進めております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度中の設備投資は、日本は566百万円、米州は160百万円、アジアは1,429百万円となり、当社グループ合計は2,155百万円となりました。設備投資の主なものは、生産設備の拡充であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当連結会計年度において、減損損失12,586百万円を計上しております。減損損失の内容については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（連結損益計算書関係）」及び「（セグメント情報等）報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報」に記載のとおりであります。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成30年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	リース資産	その他	合計	
本社 (大阪府大東市)	日本	統括業務 施設	1,438	1	244 (11,276)	263	19	1,967	685 [20]
東京支店 (東京都千代田区)	日本	統括業務 施設	199	—	1,287 (222)	—	0	1,487	2 [—]

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を「」外数で表示しております。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品等であります。なお、金額には消費税等を含めておりません。

(2) 国内子会社

平成30年3月31日現在

会社名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	リース資産	その他	合計	
中国船井電機(株)	広島県福山市	日本	生産設備	1 [46]	0 [0]	4 (8,449)	—	0 [1]	7 [48]	10

(注) 1. 帳簿価額の「」は、提出会社の所有を外書しており、提出会社から賃借しているものであります。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品等であります。なお、金額には消費税等を含めておりません。

(3) 在外子会社

平成30年3月31日現在

会社名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	リース資産	その他	合計	
FUNAI (THAILAND) CO., LTD.	タイ ナコンラー チャシーマー	アジア	生産設備	502	—	44 (81,348)	—	—	546	958
Funai Electric Cebu, Inc.	フィリピン セブ	アジア	生産設備	1,137	0	—	—	—	1,137	308
Funai Electric Philippines Inc.	フィリピン パタンガス	アジア	生産設備	831	—	—	—	—	831	124

(注) 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品等であります。なお、金額には消費税等を含めておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方 法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
FUNAI (THAILAND) CO.,LTD.	タイ ナコンラー チャーマー	アジア	生産設備	2,291	—	自己資金	平成30年4 月	平成31年3 月
Funai Electric Philippines Inc.	フィリピン バタンガス	アジア	生産設備	375	—	自己資金	平成30年4 月	平成31年3 月
船井電機（香港） 有限公司	香港新界	アジア	生産設備	333	—	自己資金	平成30年4 月	平成31年3 月

（注）上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

(3) 重要な除却等の計画

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成30年3月31日)	提出日現在発行数（株） (平成30年6月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	36,130,796	36,130,796	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	36,130,796	36,130,796	—	—

(注) 「提出日現在」の発行数には、平成30年6月1日以降提出日までのストックオプションの権利行使により発行されるものは、含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	平成26年6月20日		
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役	3	
	当社執行役員	2	
	当社子会社執行役員	2	
	当社子会社従業員	1	
新株予約権の数（個）※	156		
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 （株）※	普通株式 15,600		(注) 1.
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,296		(注) 2.
新株予約権の行使期間 ※	(注) 3.		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格	1,296	
	資本組入額	648	
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4.		
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項 ※	(注) 8.		

※ 当事業年度の末日（平成30年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（平成30年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とします。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は当該時点において、対象者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数においてのみ行われるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率（1株未満の株式は切り捨てる）

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的である株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの行使時払い込まれる価額（以下「行使価額」という。）に（注）1に定める新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とします。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る行使価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除して得た数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」にそれぞれ読み替えるものとします。

更に、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとします。

3. 新株予約権を行使することができる期間

平成28年9月1日から平成35年8月31日までとします。ただし、新株予約権を行使する期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

4. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者が権利行使期間中の各年（9月1日から翌年8月31日まで）において行使できる新株予約権の数は、取締役会の定める基準に基づくものとします。

また、新株予約権者が、当該各年の行使期間内に行使できる新株予約権の全部又は一部を行使しない場合は、次年度以降、権利行使期間終了まで、当該各年の新株予約権の残余について行使を繰り延べることができるものとします。

②新株予約権者は権利行使期間中の各年（9月1日から翌年8月31日まで）において、当社の承認を受けなければ当該年の権利行使ができないものとします。

③新株予約権者は権利行使時においても当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要するものとします。

④新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定及び相続は認めないものとします。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 新株予約権の取得事由

①新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

②新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）4に規定する条件により権利行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

③新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

8. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象

社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）１に準じて決定するものとします。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）２で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記（注）３に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（注）３に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

⑥新株予約権の行使の条件

上記（注）４に準じて決定するものとします。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）５に準じて決定するものとします。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

⑨新株予約権の取得事由

上記（注）７に準じて決定するものとします。

９．新株予約権の行使により生じる１株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

10. その他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、取締役会の決議により決定するものとします。

決議年月日	平成28年６月28日		
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役	4	
	当社執行役員	1	
	当社従業員	50	
	当社子会社従業員	2	
新株予約権の数（個）※	1,330 [1,270]		
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式	133,000 [127,000]	（注）１．
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,019		（注）２．
新株予約権の行使期間 ※	（注）３．		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格	1,019	
	資本組入額	510	
新株予約権の行使の条件 ※	（注）４．		
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）８．		

※ 当事業年度の末日（平成30年３月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（平成30年５月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）１．新株予約権１個当たりの目的である株式の数は100株とします。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は当該時点において、対象者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数においてのみ行われるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率（１株未満の株式は切り捨てる）

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的である株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１株当たりの行使時払い込まれる価額（以下「行使価額」という。）に（注）１に定める新株予約権１個の目的である株式の数を乗じた金額とします。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る行使価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除して得た数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分価額」にそれぞれ読み替えるものとします。

更に、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとします。

3. 新株予約権を行使することができる期間

平成30年９月１日から平成35年８月31日までとします。ただし、新株予約権を行使する期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

4. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者が権利行使期間中の各年（９月１日から翌年８月31日まで）において行使できる新株予約権の数は、取締役会の定める基準に基づくものとします。

また、新株予約権者が、当該各年の行使期間内に行使できる新株予約権の全部又は一部を行使しない場合は、次年度以降、権利行使期間終了まで、当該各年の新株予約権の残余について行使を繰り延べることができるものとします。

②新株予約権者は権利行使期間中の各年（９月１日から翌年８月31日まで）において、当社の承認を受けなければ当該年の権利行使ができないものとします。

③新株予約権者は権利行使時においても当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要するものとします。

④新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定及び相続は認めないものとします。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 新株予約権の取得事由

①新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

②新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）４に規定する条件により権利行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

③新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

8. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定するものとします。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記（注）3に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（注）3に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

⑥新株予約権の行使の条件

上記（注）4に準じて決定するものとします。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）5に準じて決定するものとします。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

⑨新株予約権の取得事由

上記（注）7に準じて決定するものとします。

9. 新株予約権の行使により生じる1株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

10. その他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、取締役会の決議により決定するものとします。

決議年月日	平成29年6月28日	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役	2
	当社執行役員	2
	当社従業員	122
新株予約権の数（個）※	1,605 [1,555]	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 160,500 [155,500]	（注）1.
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	947	（注）2.
新株予約権の行使期間 ※	（注）3.	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格	947
	資本組入額	474
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4.	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）8.	

※ 当事業年度の末日（平成30年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（平成30年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とします。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は当該時点において、対象者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数においてのみ行われるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率（1株未満の株式は切り捨てる）

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的である株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの行使時払い込まれる価額（以下「行使価額」という。）に（注）1に定める新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とします。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る行使価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除して得た数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」にそれぞれ読み替えるものとします。

更に、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとします。

3. 新株予約権を行使することができる期間

平成31年9月1日から平成36年8月31日までとします。ただし、新株予約権を行使する期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

4. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者が権利行使期間中の各年（9月1日から翌年8月31日まで）において行使できる新株予約権の数は、取締役会の定める基準に基づくものとします。

また、新株予約権者が、当該各年の行使期間内に行使できる新株予約権の全部又は一部を行使しない場合は、次年度以降、権利行使期間終了まで、当該各年の新株予約権の残余について行使を繰り延べることができるものとします。

②新株予約権者は権利行使期間中の各年（9月1日から翌年8月31日まで）において、当社の承認を受けなければ当該年の権利行使ができないものとします。

③新株予約権者は権利行使時においても当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要するものとします。

④新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定及び相続は認めないものとします。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 新株予約権の取得事由

①新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

②新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）４に規定する条件により権利行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

③新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

8. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）１に準じて決定するものとします。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）２で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記（注）３に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（注）３に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

⑥新株予約権の行使の条件

上記（注）４に準じて決定するものとします。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）５に準じて決定するものとします。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

⑨新株予約権の取得事由

上記（注）７に準じて決定するものとします。

9. 新株予約権の行使により生じる１株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

10. その他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、取締役会の決議により決定するものとします。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成23年4月1日～ 平成24年3月31日	(注) 7,200	36,130,796	(注) 7	31,307	(注) 7	32,833

(注) 1. ストックオプションの権利行使(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

2. 平成30年5月21日開催の取締役会において、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を12,810百万円減少し、その他資本剰余金へ振り替えることを決議しております。

(5)【所有者別状況】

平成30年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	25	25	76	149	8	9,666	9,949	－
所有株式数 （単元）	－	26,801	1,580	37,405	67,654	87	227,673	361,200	10,796
所有株式数の割合（％）	－	7.42	0.44	10.36	18.73	0.02	63.03	100.00	－

(注) 当社所有の自己株式は、「個人その他」に20,118単元及び「単元未満株式の状況」に29株が含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成30年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
船井 哲雄	北海道旭川市	13,438	39.39
ステート ストリート バン ク アンド トラスト カン パニー 505223 (常任代理人 株式会社みず ほ銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南2丁目15番1号)	1,942	5.69
公益財団法人船井情報科学振 興財団	東京都千代田区外神田4丁目11番5号	1,740	5.10
ステート ストリート バン ク アンド トラスト カン パニー (常任代理人 香港上海銀行 東京支店 カストディ業務 部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	1,281	3.75
ゴールドマン サックス イ ンターナショナル (常任代理人 ゴールドマ ン・サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB U.K. (東京都港区六本木6丁目10番1号)	740	2.17
有限会社エフツー	北海道旭川市神楽岡十二条8丁目2番37号	470	1.38
有限会社T&N	北海道旭川市神楽岡十二条8丁目2番37号	470	1.38
株式会社船井興産	大阪府大阪市中央区森ノ宮中央1丁目16番 22号	470	1.38
公益財団法人船井奨学会	大阪府大阪市生野区中川3丁目1番7号	462	1.35
ザ バンク オブ ニュー ヨーク 133522 (常任代理人 株式会社みず ほ銀行決済営業部)	RUE MONTOVERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区港南2丁目15番1号)	457	1.34
計	—	21,473	62.94

- (注) 1. 前事業年度末において主要株主であった船井哲良氏（当社前取締役相談役）は逝去に伴い、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。
2. 前事業年度末において主要株主でなかった船井哲雄氏は、当事業年度末現在では主要株主となっております。
3. ジャーディン フレミング投信・投資顧問株式会社（現ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社）及びその共同保有者2者から平成11年10月15日付で大量保有報告書の提出があり、平成11年9月30日現在で当社株式を次のとおり保有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成30年3月31日現在における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有内容 ※1.
ジェーエフ・アセット・マネジメン ト・リミテッド	香港、セントラル、コートノート・プ レイス 1	株式 332,000株
ジェー・ピー・モルガン・フレミン グ・アセット・マネジメント・ジャパ ン株式会社 ※2.	東京都港区赤坂5丁目2番20号	株式 253,200株
チェース・フレミング・アセット・マ ネージメント(ユーク)リミテッド	英国 EC2V 7RF ロンドン、オルダーマ ンブリー 10	株式 33,600株

※1. 「所有内容」の株式数は平成11年10月15日付の大量保有報告書に記載されていた株式数であり、その後、当社は平成12年9月11日付で株式1株を3株に株式分割しております。

2. 平成13年10月15日付で変更報告書の提出があり、同社は平成13年9月30日付でジャーディン フレ
ミング投信・投資顧問株式会社から商号変更したものであります。

4. UBS証券会社及びその共同保有者7者から大量保有報告書（平成16年12月15日付）の変更報告書（平成19年7月20日付）の提出があり、平成19年7月13日現在で当社株式を次のとおり保有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成30年3月31日現在における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有内容 ※
ユービーエス・エイ・ジー（銀行）	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	株式 231,747株
ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	株式 116,200株
UBS Global Asset Management (UK) Limited	21 Lombard Street, London EC3V 9AH, United Kingdom	株式 245,750株
UBS Global Asset Management Life Ltd	21 Lombard Street, London EC3V 9AH, United Kingdom	株式 158,750株
UBS Global Asset Management (Americas) Inc	1 North Wacker Drive, Chicago, Illinois 60606, USA	株式 510,569株
UBS Global Asset Management (Canada) Co.	77 King street West, Toronto, Ontario M5K 1G8, Canada	株式 91,480株
UBS Global Asset Management Trust Company	1 North Wacker Drive, Chicago, Illinois 60606 USA	株式 84,100株

※「所有内容」の株式数は平成19年7月20日付の大量保有報告書に記載されていた株式数であります。

5. シュローダー投信投資顧問株式会社及びその共同保有者2者から大量保有報告書（平成18年4月14日付）の変更報告書（平成18年10月13日付）の提出があり、平成18年9月30日現在で当社株式を次のとおり保有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成30年3月31日現在における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有内容 ※
シュローダー投信投資顧問株式会社	東京都千代田区丸の内1-11-1	株式1,058,600株
シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・リミテッド	英国 EC2V 7QA ロンドン、グresham・ストリート31	株式 113,300株
シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	英国 EC2V 7QA ロンドン、グresham・ストリート31	株式 264,200株

※「所有内容」の株式数は平成18年10月13日付の大量保有報告書に記載されていた株式数であります。

6. モルガン・スタンレー証券株式会社及びその共同保有者2者から大量保有報告書（平成18年10月12日付）の変更報告書（平成19年1月22日付）の提出があり、平成19年1月15日現在で当社株式を次のとおり保有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成30年3月31日現在における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有内容 ※
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッド	1585 Broadway, New York, NY 10036	株式 817,150株
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・リミテッド	25 Cabot Square Canary Wharf London E14 4QA U.K.	株式 333,342株

※「所有内容」の株式数は平成19年1月22日付の大量保有報告書に記載されていた株式数であります。

7. スプラスグローブ・インベストメント・マネジメント・リミテッドから平成20年7月28日付で大量保有報告書の提出があり、平成19年6月15日現在で当社株式を次のとおり保有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成30年3月31日現在における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有内容 ※
スプラスグローブ・インベストメント・マネジメント・リミテッド	181 University Avenue Suite 1300 Toronto, Ontario Canada M5H 3M7	株式1,843,400株

※「所有内容」の株式数は平成20年7月28日付の大量保有報告書に記載されていた株式数であります。

8. JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者2者から大量保有報告書（平成21年5月11日付）の変更報告書（平成21年10月6日付）の提出があり、平成21年9月30日現在で当社株式を次のとおり保有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成30年3月31日現在における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有内容 ※
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号	株式1,155,600株
ハイブリッジ・キャピタル・マネジメント・エルエルシー	アメリカ合衆国ニューヨーク州 10019 ニューヨーク ウェスト57ストリート 9、27階	株式 56,900株
ジェー・ピー・モルガン・ホワイトフ ライヤーズ・インク	アメリカ合衆国デラウェア州 19713 ニューアーク・スタントン・クリス ティアナ・ロード500	株式 124,300株

※「所有内容」の株式数は平成21年10月6日付の大量保有報告書に記載されていた株式数であります。

9. 野村證券株式会社及びその共同保有者2者から大量保有報告書（平成23年1月19日付）の変更報告書（平成24年3月5日付）の提出があり、平成24年2月29日現在で当社株式を次のとおり保有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成30年3月31日現在における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有内容 ※
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	株式 14,333株
NOMURA INTERNATIONAL PLC	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, UK	株式 115,083株
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	株式1,234,300株

※「所有内容」の株式数は平成24年3月5日付の大量保有報告書に記載されていた株式数であります。

10. 平成29年5月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーが平成29年5月15日現在で当社株式を次のとおり保有している旨が記載されているものの、当社として平成30年3月31日現在における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有内容 ※
ウエリントン・マネージメント・カン パニー・エルエルピー	アメリカ合衆国、02210 マサチュー セッツ州ボストン、コンGRES・スト リート280	株式2,273,598株

※「所有内容」の株式数は平成29年5月18日付の大量保有報告書に記載されていた株式数であります。

11. 平成29年5月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピーが平成29年5月15日現在で当社株式を次のとおり保有している旨が記載されているものの、当社として平成30年3月31日現在における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有内容 ※
ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピー	アメリカ合衆国、カリフォルニア州、サンディエゴ、エル・カミノ・レアル11988	株式2,640,600株

※「所有内容」の株式数は平成29年5月18日付の大量保有報告書に記載されていた株式数であります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 2,011,800	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 34,108,200	341,082	—
単元未満株式	普通株式 10,796	—	一単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	36,130,796	—	—
総株主の議決権	—	341,082	—

② 【自己株式等】

平成30年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
船井電機株式会社	大阪府大東市中垣内7丁目7番1号	2,011,800	—	2,011,800	5.57
計	—	2,011,800	—	2,011,800	5.57

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	64	46,912
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、平成30年6月1日以降提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	2,011,829	—	2,011,829	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成30年6月1日以降提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社の利益配分につきましては、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識し、経営基盤の強化を図りながら安定配当を維持することを基本方針としております。

当社は、期末配当の年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

この剰余金の配当の決定機関は、取締役会であります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。中間配当を行う場合は、あらかじめ公告いたします。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当につきましては、当期純損失を計上したこと及び当社を取り巻く事業環境を鑑み、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第62期	第63期	第64期	第65期	第66期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
最高(円)	1,431	1,623	1,590	1,050	1,118
最低(円)	933	929	807	793	689

(注) 最高・最低株価は、平成25年7月16日より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年10月	11月	12月	平成30年1月	2月	3月
最高(円)	974	980	886	905	836	800
最低(円)	867	801	837	827	689	731

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5【役員の状況】

男性 8名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 1%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役	執行役員 社長	船越 秀明	昭和40年9月30日生	昭和59年4月 三菱電機エンジニアリング株式会社入社 平成5年1月 当社入社 平成18年4月 当社DVDプロジェクト部長 平成20年2月 当社DVD事業部事業部長理事 平成22年6月 当社取締役 当社DVD事業部事業部長執行役員 平成23年7月 当社AV事業本部副本部長執行役員 平成24年5月 当社AVシステム事業本部副本部長兼デジタルメディア事業部事業部長執行役員 平成25年4月 当社AVシステム事業本部部長兼ディスプレイ事業部事業部長執行役員 平成26年11月 当社AVシステム事業本部部長執行役員 平成28年4月 当社AVシステム事業本部部長兼ディスプレイ事業部事業部長執行役員 平成28年6月 当社取締役 平成29年5月 当社代表取締役執行役員社長(現任) 当社AVシステム事業本部部長兼ディスプレイ事業部事業部長 平成29年7月 当社事業統括本部部長兼商品信頼性本部部長	(注)2	0
取締役	執行役員	伊藤 武司	昭和35年9月10日生	昭和57年4月 当社入社 平成15年4月 当社部長 FUNAI CORPORATION, INC. 社長 平成17年4月 当社理事 平成20年8月 P&F USA, Inc. 社長 平成21年10月 当社執行役員 平成24年4月 Funai India Private Limited社長 平成26年10月 当社資材本部部長執行役員(現任) 平成28年6月 当社取締役(現任)	(注)2	1
取締役	執行役員	足立 元美	昭和30年1月26日生	昭和52年4月 日本ビクター株式会社(現株式会社JVCケンウッド)入社 平成10年9月 同社海外営業本部マーケティング推進部長 平成15年2月 JVC Canada Inc. Executive Vice President 平成18年9月 日本ビクター株式会社AVCアクセサリ事業部長 平成19年4月 同社理事 平成20年6月 同社取締役 平成20年9月 JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社(現株式会社JVCケンウッド)取締役執行役員 平成21年9月 同社取締役執行役員常務 平成23年6月 同社参与 平成25年5月 当社入社 営業統括理事 平成26年4月 当社AVシステム事業本部HA事業部事業部長理事 平成26年10月 当社AVシステム事業本部HA事業部事業部長執行役員 平成27年1月 当社AVシステム事業本部ディスプレイ事業部事業部長執行役員 平成28年4月 FUNAI CORPORATION, INC. 社長 P&F USA, Inc. 社長 平成30年4月 当社事業本部部長執行役員(現任) 平成30年6月 当社取締役(現任)	(注)2	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	執行役員	上島 誠	昭和38年2月27日生	昭和61年4月 株式会社大和銀行（現株式会社りそな銀行）入行 平成15年10月 株式会社りそな銀行千里支店支店長 平成18年4月 同行大阪営業部大阪営業第七部長 平成19年6月 同行東京営業部東京営業第六部長 平成21年7月 同行虎ノ門支店営業第二部長 平成22年7月 同行尼崎北支店支店長兼尼崎エリア統括部長 平成26年4月 同行大阪西区支店支店長 平成27年8月 同行年金営業部年金営業統括部長 平成29年4月 当社出向 理事 平成29年7月 当社管理本部本部長（現任） 平成30年4月 当社入社 平成30年5月 当社執行役員（現任） 平成30年6月 当社取締役（現任）	(注) 2	—
取締役		米本 光男	昭和14年3月18日生	平成7年7月 株式会社ティー・ビー・エス研究所取締役副社長（現任） 平成10年9月 当社社外取締役（現任） 平成21年3月 セーラー万年筆株式会社社外取締役 平成24年6月 オリエンタルチエン工業株式会社社外監査役（現任）	(注) 2	0
取締役 (監査等 委員) (常勤)		木寺 文明	昭和26年1月31日生	昭和44年9月 山水電気株式会社入社 昭和57年11月 同社品質保証部大阪サービスセンター所長 昭和63年6月 フナイ販売株式会社サービス部部长 平成9年7月 船井サービス株式会社代表取締役社長 平成15年7月 当社商品信頼性本部本部長理事 平成18年7月 当社商品信頼性本部本部長執行役員 平成24年6月 当社退社 平成29年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）	(注) 3	—
取締役 (監査等 委員)		盛本 正英	昭和19年8月27日生	昭和42年4月 大和証券株式会社入社 平成3年6月 同社取締役東東京本部長首都圏西営業本部長 平成7年9月 同社常務取締役大阪・近畿四国営業本部長 平成11年4月 大和証券SMB C株式会社（現大和証券株式会社）代表取締役専務大阪支店長 平成13年6月 大和土地建物株式会社（現大和プロパティ株式会社）代表取締役社長 平成14年6月 大和サンコー株式会社（現大和オフィスサービス株式会社）代表取締役社長兼務 平成19年4月 大和プロパティ株式会社特別顧問 平成22年6月 当社社外監査役 平成27年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	(注) 3	2
取締役 (監査等 委員)		船石 政和	昭和22年7月22日生	昭和41年3月 当社入社 昭和58年1月 中国船井電機株式会社代表取締役社長 平成5年6月 当社A V事業本部ビデオ事業部事業部長 平成6年1月 当社A V事業本部液晶部部长 平成13年7月 当社理事 平成15年4月 当社退社 平成29年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	(注) 3	5
計						9

- (注) 1. 米本光男、盛本正英及び船石政和は、社外取締役であります。
2. 平成30年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から1年間。
3. 平成29年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から2年間。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主、消費者、取引先、地域社会、社員等の社内外のステークホルダーに対する経営の透明性を高め、経営の健全性・効率性を確保し迅速な意思決定を図ることで経営環境への変化に対応し、継続的な企業価値の向上を高めていくことをコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。

この考え方に基づき、当社は機動的な意思決定と迅速な業務執行体制の確立を図るため、執行役員制度を導入しております。

また、当社では船井グループの全役員及び社員の行動規範として「船井グループ企業行動憲章」並びに本憲章を基本とする「船井グループ調達方針」を制定し、これを推進する組織として「CSR（企業の社会的責任）委員会」を設置し、CSR活動の強化を図っております。

② 当事業年度における会社の機関内容

当社は、コーポレート・ガバナンスの体制として、監査等委員会設置会社を採用し、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しております。これは、取締役会の議決権を有する監査等委員である取締役が監査を行うことにより、取締役会の監督機能の強化及びコーポレート・ガバナンスの充実を目指すものであります。

一方、迅速な業務執行体制の確立を図るため執行役員制度を導入しております。また、監査等委員会以外に、取締役会の任意の諮問機関として「指名委員会」、「報酬委員会」及び「投融資審議会」を設け重要な意思決定プロセスの客観性及び透明性を確保しております。

a. 取締役会

監査等委員を除く取締役5名（うち社外取締役1名）及び監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）の計8名で構成されております。事業内容に精通した社内取締役による迅速な意思決定が図られる一方、当社とは特別の利害関係が無い社外取締役が取締役会の意思決定に参加することで、経営の健全性・透明性が担保されております。

また、取締役会は、原則として3ヵ月に1回以上開催し、必要に応じて臨時取締役会も行っております。

（諮問機関）

・指名委員会

監査等委員を除く取締役の中から取締役会が選定したメンバーで構成されており、取締役会の諮問機関として取締役会に対し取締役候補者等の推薦を行うことで、取締役候補者等の選定プロセスの透明性と客観性を確保しております。

・報酬委員会

監査等委員を除く取締役の中から取締役会が選定したメンバーで構成されており、取締役会からの委任を受けて、監査等委員を除く取締役及び執行役員の報酬等を決定することで、報酬決定プロセスの透明性と客観性を確保しております。なお、監査等委員の報酬等につきましては、監査等委員である取締役の協議によって決定されます。

・投融資審議会

取締役及び執行役員の中から社長が選定したメンバーで構成されており、当社における重要な投融資案件について、個別にその内容を全社的観点に立って審議することで、投融資案件の可否判断プロセスの透明性と客観性を確保しております。

b. 監査等委員会

取締役3名（うち社外取締役2名）で構成されております。社外取締役と当社との間には特別の利害関係はありません。なお、監査等委員会は、原則として月1回開催いたします。

c. 会計監査人

当社は会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任しております。なお、会計監査の状況につきましては「④ 監査等委員会監査、内部監査及び会計監査の状況 e. 会計監査の状況」に記載しております。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムについては、「業務の適正を確保するための体制」として、取締役会において次のとおり決議し、整備しております。

a. 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「船井グループ企業行動憲章」、「役員コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス規程」において、法令遵守のために、取締役、執行役員及び社員がとるべき行動を明確にし、取締役、執行役員及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保しております。

また、「内部公益通報者保護規程」を整備し、通報者に対して不利な取扱いを禁止しております。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関しては、法令及び「文書管理規程」に従い、取締役が出席する取締役会等の重要会議議事録並びに稟議書その他適正な業務執行を確保するために必要な文書及び情報を適切に保存し、管理しております。

c. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

損失の危機の管理に関しては、「リスク管理規程」を整備し、リスク管理担当役員を定め、当社が晒されているリスクを適切に把握・評価し、所轄業務に付随するリスク管理を行っております。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営の意思決定の迅速化と効率化を図るために、「執行役員制度」を導入し、業務執行取締役の統括のもとに執行役員を配置し、業務執行取締役が決定した業務が迅速に執行されることを確保しております。また、取締役会の透明性を高め、監督機能の強化を図るため、社外取締役の選任及び監査等委員会の設置をしております。

e. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の経営内容を的確に把握するため、「関係会社管理規程」を整備し、子会社の重要性の基準及び報告事項を定めて、これに基づき、毎月、経営成績、財務報告の提出を求めています。

・子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の経営・運営を統制管理するため、「関係会社管理規程」を整備し、資金、技術、人事、取引等の関係を通じて子会社の財務、運営に影響を及ぼす事項については、協議事項を定めて、当社と協議する体制となっております。

・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の効率的な事業運営を行うため、「関係会社管理規程」に基づき、会社規程を整備し、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重した経営ができる体制となっております。

・子会社の取締役等及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では、船井グループの全役員及び社員の行動規範として「船井グループ企業行動憲章」並びに本憲章を基本とする「船井グループ調達方針」、「コンプライアンス規程」を制定し、法令遵守のために、子会社の取締役等及び社員がとるべき行動を明確にし、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保しております。

f. 監査等委員会の職務を補助すべき社員に関する事項

当社は、監査等委員会が適正にその職務を果せるよう、監査等委員会事務局を設置し、監査等委員会を補助すべき社員を配属いたします。

g. 監査等委員会の職務を補助すべき社員の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき社員の監査等委員会事務局への配属に際して、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の直接の指揮命令を受けない社員を選出し、他の取締役からの独立を確保しております。また、当該社員の異動、評価等については、監査等委員会の意見を尊重するものといたします。

h. 監査等委員会の職務を補助すべき社員に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会は、監査等委員会を補助すべき社員に対して、指示の実効性を確保するため、直接、指揮命令し、報告を受けるものといたします。

i. 監査等委員会への報告に関する体制

・当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び社員が監査等委員会に報告をするための体制

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び社員が、当社に著しい損害を及ぼした事実又は及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告するものといたします。

・子会社の取締役、監査役、執行役員及び社員が当社の監査等委員会に報告をするための体制

子会社の取締役、監査役、執行役員及び社員は、当社の監査等委員会が選定する監査等委員である取締役から事業の報告を求められた場合は、正当な理由があるときを除き、速やかに報告するものといたします。子会社の取締役、監査役、執行役員及び社員が法令等の違反行為等、当社又は子会社に著しい損害を及ぼした事実又は及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを当社の監査等委員会に報告するものといたします。

j. 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、「コンプライアンス規程」及び「内部公益通報者保護規程」を定め、通報者に対して不利な取扱いを禁止しております。監査等委員会への報告をした者に対しても、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保いたします。

k. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について費用の請求をしたときは、当該費用が監査等委員の職務の執行に必要でないことを除き、その支払い等を行います。

l. その他、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するために、監査等委員会は、会計監査人と密接に連携するとともに、代表取締役並びに子会社の取締役等と定期的な会合を持ち、経営方針の確認や会社を取り巻くリスクや課題について、意見交換を行います。

m. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性の確保及び「内部統制報告書」の有効かつ適切な開示のために、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定めております。当該方針に基づき、代表取締役執行役員社長を委員長とする「内部統制委員会」を設け、財務報告に係る内部統制の継続的な整備・運用及び評価を行い、また、不備が発見された場合は是正処置を講じます。

n. 反社会的勢力の排除のための体制

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方)

当社は、グループ全役員及び社員を対象に「船井グループ企業行動憲章」を制定し、その中で、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては断固たる態度で対応し、一切の関係を持たず、要求については拒絶することをコンプライアンスの基本方針としております。取引先が反社会的勢力と関わる団体、企業、個人等であることが判明した場合にはその取引を速やかに解消いたします。

(反社会的勢力排除に向けた整備状況)

人事総務部を反社会的勢力対応主管部署と位置付け、情報を一元管理しております。また、全役員及び社員が基本方針を遵守するように、関連規程等において明文化するとともに、教育体制を構築しております。更に、必要に応じて、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備いたします。反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問弁護士事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築しております。

④ 監査等委員会監査、内部監査及び会計監査の状況

a. 監査等委員会監査、内部監査の状況

監査等委員は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役会の意思決定、取締役の職務の執行の監査等委員会監査を行います。監査等委員会は「監査等委員会規程」及び「監査等委員会監査基準」に基づき、当社が対処すべき課題や監査上の重要な課題等について、代表取締役及び会計監査人との間で定期的に会合を持ち、意見交換を行い、必要な説明や報告を行います。

内部監査については、内部監査部門である監査室が「内部監査規程」に基づき当社及び子会社にわたる内部監査を統括し、業務監査及び内部統制監査を実施するとともに改善提案を行い、社長及び監査等委員会に監査結果の報告を行います。

b. 監査等委員会と内部監査部門との連携状況

監査等委員会と内部監査部門である監査室との間で、必要に応じて監査体制、監査計画及び監査状況等について情報交換を行います。

c. 監査等委員会と会計監査人との連携状況

監査等委員会と会計監査人である有限責任監査法人トーマツとの間では、四半期に1回程度の定例会合に加え必要に応じて随時会合を行い、監査計画、監査実施状況及び監査結果の報告並びに意見交換や情報交換を行います。

d. 監査等委員会監査、内部監査部門及び会計監査人と内部統制部門との連携の状況

内部統制部門は、当社及び子会社の内部統制システムの整備及び運用状況に関して、監査等委員会、内部監査部門である監査室及び会計監査人へ報告を行います。

e. 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、中田明、岡田明広、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士10名、その他17名であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。

⑤ 社外取締役の状況

a. 社外取締役との利害関係

社外取締役は3名であり、当該社外取締役と当社との人的・資本的關係または取引関係において、下記以外に特別な利害関係はありません。

社外取締役 米本光男は当社普通株式100株を保有しております。社外取締役 盛本正英は当社普通株式2,000株を保有しております。社外取締役 船石政和は当社普通株式5,746株を保有しております。

なお、社外取締役の選任につきましては、東京証券取引所が示す独立性基準等を考慮した当社独自の基準に基づいて判断しております。

b. 当社の企業統治において果たす機能及び役割並びに選任状況

・米本光男は、経営コンサルタントとして幅広い経験に基づく知見により、当社の取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督など社外取締役として期待される役割を果たしていただくために、社外取締役に選任しております。なお、東京証券取引所の定める独立役員として、取引所に届出しております。

・盛本正英は、企業経営に関する長年の経験から、当社の取締役会での独立性、公平性を保ちつつ、厳格な立場での議決権行使及び取締役の業務執行に対する適法性、適正性を監査いただくために、監査等委員である社外取締役に選任しております。

・船石政和は、企業経営に関する長年の経験から、当社の取締役会での独立性、公平性を保ちつつ、厳格な立場での議決権行使及び取締役の業務執行に対する適法性、適正性を監査いただくために、監査等委員である社外取締役に選任しております。

c. 社外取締役（監査等委員である社外取締役を含む。）及び監査等委員会による監督または監査と内部監査、会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役（監査等委員である社外取締役を除く。）は取締役会に、監査等委員は取締役会及び監査等委員会に出席し、内部監査・監査等委員会監査及び会計監査との相互連携を行います。

その他にも、監査等委員は、監査等委員会等において会計監査人及び内部監査部門より定期的にその活動状況等について報告を受け、また、意見交換を行うなど相互連携を図ります。

d. 他の会社の業務執行者及び社外役員の兼任状況

・社外取締役米本光男は、株式会社ティー・ピー・エス研究所の取締役副社長及びオリエンタルチエン工業株式会社の社外監査役であります。なお、当社は株式会社ティー・ピー・エス研究所及びオリエンタルチエン工業株式会社との間には特別の関係はありません。

e. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結しております。

⑥ 役員報酬等

a. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役（監査等委員を除く。） （社外取締役を除く。）	63	56	1	—	5	6
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く。）	8	8	—	—	0	2
社外役員	15	14	—	—	1	4

（注）上記には、平成29年6月28日開催の第65期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く。）2名、取締役（監査等委員）1名及び社外役員（監査等委員である社外取締役）1名並びに平成29年7月4日に逝去により退任した取締役（監査等委員を除く。）1名を含んでおります。

b. 役員報酬等の内容に係る決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等については、株主総会の決議により定められたそれぞれの報酬総額の上限の範囲内において決定いたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の月額報酬額は、取締役会の委任を受けた報酬委員会が当社の定める一定の基準に基づき決定いたします。監査等委員である取締役の月額報酬額は、監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の賞与は、取締役会の委任を受けた報酬委員会が当社の定める一定の基準に基づき決定いたします。監査等委員である取締役の賞与は、監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

なお、取締役の退職慰労金については、株主総会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役へ贈呈のご承認をいただいたうえで、当社の定める一定の基準に基づき取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会の委任を受けた報酬委員会が、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

⑦ その他当社定款規定

a. 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は20名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とする旨定款に定めております。

b. 取締役選任の決議要件

取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して選任し、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

又、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

c. 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

d. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨定款に定めております。

これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

e. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑧ 株式の保有状況

a. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

12銘柄 291百万円

b. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額 （百万円）	保有目的
群創光電股份有限公司	1,024,390	47	取引関係の深耕

当事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額 （百万円）	保有目的
群創光電股份有限公司	1,024,390	49	取引関係の深耕

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	141	—	91	—
連結子会社	16	—	—	—
計	158	—	91	—

(注) 提出会社の前連結会計年度の監査証明業務に基づく報酬141百万円には、金融商品取引法に基づく当社の過年度決算の訂正に係る監査証明業務に対する報酬50百万円が含まれております。

② 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の連結子会社であるFUNAI CORPORATION,INC.、P&F USA,Inc.、P&F MEXICANA,S.A. DE C.V.、FUNAI ELECTRIC EUROPE Sp.z o.o.、FUNAI (THAILAND) CO.,LTD.、Funai Electric Philippines Inc.及びFEP REAL ESTATE,INCは、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているDeloitte & Touche LLPに対して、監査証明業務に基づく報酬として総額で166百万円を支払っております。

なお、上記の報酬には、当社の過年度決算の訂正に係る監査証明業務に対する報酬47百万円が含まれております。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社であるFUNAI CORPORATION,INC.、P&F USA,Inc.、P&F MEXICANA,S.A. DE C.V.、FUNAI ELECTRIC EUROPE Sp.z o.o.、FUNAI (THAILAND) CO.,LTD.、Funai Electric Philippines Inc.及びFEP REAL ESTATE,INCは、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているDeloitte & Touche LLP等に対して、監査証明業務に基づく報酬として総額で121百万円、非監査業務に基づく報酬として総額で32百万円を支払っております。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	40,136	32,390
受取手形及び売掛金	15,571	9,953
商品及び製品	15,459	13,251
仕掛品	1,149	516
原材料及び貯蔵品	9,644	9,841
繰延税金資産	489	468
その他	3,900	2,379
貸倒引当金	△847	△1,021
流動資産合計	85,503	67,779
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	14,832	13,012
減価償却累計額	△8,691	△8,606
建物及び構築物（純額）	6,140	4,406
機械装置及び運搬具	8,748	7,132
減価償却累計額	△7,354	△7,130
機械装置及び運搬具（純額）	1,394	1
工具、器具及び備品	19,455	14,860
減価償却累計額	△18,173	△14,835
工具、器具及び備品（純額）	1,281	25
土地	3,592	3,479
リース資産	597	595
減価償却累計額	△230	△331
リース資産（純額）	367	263
その他（純額）	187	17
有形固定資産合計	12,963	8,193
無形固定資産		
特許権	2,576	—
その他	765	93
無形固定資産合計	3,342	93
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 1,425	※1 1,285
繰延税金資産	454	225
退職給付に係る資産	1,543	1,840
その他	3,703	1,090
貸倒引当金	△252	△239
投資その他の資産合計	6,875	4,203
固定資産合計	23,181	12,491
資産合計	108,685	80,270

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	18,603	11,808
未払金	7,280	10,372
リース債務	242	236
未払法人税等	813	664
製品保証引当金	481	981
その他	2,154	2,780
流動負債合計	29,575	26,842
固定負債		
リース債務	514	282
繰延税金負債	595	655
役員退職慰労引当金	1,047	1,025
退職給付に係る負債	15	3
その他	281	744
固定負債合計	2,453	2,711
負債合計	32,028	29,553
純資産の部		
株主資本		
資本金	31,307	31,307
資本剰余金	33,603	33,603
利益剰余金	47,020	21,970
自己株式	△24,341	△24,341
株主資本合計	87,590	62,539
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	11	13
為替換算調整勘定	△11,206	△12,305
退職給付に係る調整累計額	111	451
その他の包括利益累計額合計	△11,082	△11,840
新株予約権	149	17
純資産合計	76,656	50,717
負債純資産合計	108,685	80,270

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
売上高	133,838	130,130
売上原価	※ 2 114,795	※ 2 121,529
売上総利益	19,043	8,600
販売費及び一般管理費	※ 1, ※ 2 25,818	※ 1, ※ 2 19,485
営業損失 (△)	△6,775	△10,885
営業外収益		
受取利息	230	245
受取配当金	23	2
固定資産賃貸料	119	62
その他	146	196
営業外収益合計	519	506
営業外費用		
支払利息	152	67
持分法による投資損失	2	—
為替差損	1,122	1,107
支払補償費	—	225
その他	193	130
営業外費用合計	1,470	1,530
経常損失 (△)	△7,726	△11,909
特別利益		
固定資産売却益	※ 3 1,436	※ 3 2
関係会社株式売却益	—	29
新株予約権戻入益	0	146
その他	140	—
特別利益合計	1,578	178
特別損失		
固定資産処分損	※ 4 57	※ 4 17
減損損失	※ 5 339	※ 5 12,586
関係会社株式売却損	704	—
その他	57	—
特別損失合計	1,158	12,604
税金等調整前当期純損失 (△)	△7,307	△24,335
法人税、住民税及び事業税	67	257
法人税等調整額	△632	116
法人税等合計	△565	373
当期純損失 (△)	△6,742	△24,709
非支配株主に帰属する当期純利益	3	—
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△6,745	△24,709

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純損失(△)	△6,742	△24,709
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△148	1
為替換算調整勘定	954	△1,099
退職給付に係る調整額	△207	340
持分法適用会社に対する持分相当額	44	—
その他の包括利益合計	※1 643	※1 △757
包括利益	△6,098	△25,467
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△6,098	△25,467
非支配株主に係る包括利益	△0	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	31,307	33,301	54,789	△24,341	95,058
当期変動額					
剰余金の配当			△1,023		△1,023
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△6,745		△6,745
自己株式の取得				△0	△0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		301			301
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	301	△7,768	△0	△7,467
当期末残高	31,307	33,603	47,020	△24,341	87,590

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	160	△12,204	314	△11,729	145	965	84,439
当期変動額							
剰余金の配当							△1,023
親会社株主に帰属する当期純損失（△）							△6,745
自己株式の取得							△0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							301
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△149	998	△202	647	3	△965	△314
当期変動額合計	△149	998	△202	647	3	△965	△7,782
当期末残高	11	△11,206	111	△11,082	149	—	76,656

当連結会計年度（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	31,307	33,603	47,020	△24,341	87,590
当期変動額					
剰余金の配当			△341		△341
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△24,709		△24,709
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	△25,050	△0	△25,050
当期末残高	31,307	33,603	21,970	△24,341	62,539

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	11	△11,206	111	△11,082	149	76,656
当期変動額						
剰余金の配当						△341
親会社株主に帰属する当期純損失（△）						△24,709
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1	△1,099	340	△757	△131	△889
当期変動額合計	1	△1,099	340	△757	△131	△25,939
当期末残高	13	△12,305	451	△11,840	17	50,717

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失 (△)	△7,307	△24,335
減価償却費	4,098	2,258
減損損失	339	12,586
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	451	212
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△117	18
受取利息及び受取配当金	△253	△248
支払利息	152	67
持分法による投資損益 (△は益)	2	—
有形固定資産除却損	57	5
有形固定資産売却損益 (△は益)	△1,382	3
投資有価証券売却損益 (△は益)	△127	—
関係会社株式売却損益 (△は益)	704	△29
売上債権の増減額 (△は増加)	4,601	5,386
たな卸資産の増減額 (△は増加)	8,379	1,421
仕入債務の増減額 (△は減少)	3,470	△6,214
未払金の増減額 (△は減少)	△25,539	3,368
その他	△944	△143
小計	△13,414	△5,640
利息及び配当金の受取額	256	245
利息の支払額	△151	△65
法人税等の支払額	△69	△320
法人税等の還付額	49	411
営業活動によるキャッシュ・フロー	△13,329	△5,369
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△6,205	△1,364
定期預金の払戻による収入	10,392	737
有形固定資産の取得による支出	△3,042	△2,100
有形固定資産の売却による収入	3,977	167
無形固定資産の取得による支出	△117	△299
投資有価証券の取得による支出	△10	△157
投資有価証券の売却による収入	178	336
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	※2 7,899	—
貸付けによる支出	△4	△0
貸付金の回収による収入	25	568
その他	174	△61
投資活動によるキャッシュ・フロー	13,266	△2,174

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△6,510	—
長期借入金の返済による支出	△3,192	—
自己株式の取得による支出	△0	△0
配当金の支払額	△1,023	△341
その他	△424	△243
財務活動によるキャッシュ・フロー	△11,150	△584
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,069	△192
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△8,145	△8,320
現金及び現金同等物の期首残高	47,116	38,971
現金及び現金同等物の期末残高	※1 38,971	※1 30,650

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 20社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社は㈱エフ、ジー、エスであります。

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社数 0社

(2) 持分法を適用していない非連結子会社（㈱エフ、ジー、エス他）及び関連会社（嘉宝電機有限公司）は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
P&F MEXICANA, S.A.DE C.V.	12月31日 ※1.
Funai Trading Corp.	12月31日 ※1.
Funai Manufacturing,S.A.DE C.V.	12月31日 ※1.
中山嘉財船井電機有限公司	12月31日 ※2.
中山船井電機有限公司	12月31日 ※2.

※1. 連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

※2. 連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

当社及び国内連結子会社は、製品及び仕掛品は主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）、原材料は主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

海外連結子会社は、製品、仕掛品及び原材料は主として先入先出法による低価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用し、海外連結子会社は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び運搬具	3～10年
工具、器具及び備品	1～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定額法によっております。

なお、特許権については、経済的使用可能予測期間（8～10年）、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 製品保証引当金

販売製品のアフターサービスによる費用支出に備えるため過去の実績を基準として発生見込額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社では内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産として計上しております。

また、一部の連結子会社では簡便法を採用しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法

会計基準変更時差異は、適用初年度で全額費用処理しております。一部の連結子会社については、15年による按分額を費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

① 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

② その他の工事

工事完成基準

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「リース」(IFRS第16号)
- ・「リース」(米国会計基準Topic842)

海外連結子会社

(1) 概要

当会計基準等は、借り手は原則すべてのリースについて資産及び負債の認識をすること等を中心に改正されました。

(2) 適用予定日

平成32年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当会計基準等の適用による影響

連結財務諸表作成時において連結財務諸表に与える影響は、現在評価中であります。

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものであります。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

平成34年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「特別利益」の「その他」に含めておりました「新株予約権戻入益」は、特別利益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別利益」の「その他」に表示していた141百万円は、「新株予約権戻入益」0百万円、「その他」140百万円として組み替えております。

(追加情報)

(タックスヘイブン対策税制について)

当社は、平成23年6月29日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、平成20年3月期から平成22年3月期の3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。当社は、この更正処分を不服として、平成23年8月25日、大阪国税不服審判所に対して審査請求を行い、平成24年7月18日、当社の請求を棄却する旨の裁決書を受領いたしました。当社といたしましては、この裁決は誠に遺憾であり到底承服できるものではないため、平成25年1月17日、東京地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起していましたが、平成28年9月28日に当社の請求を棄却する旨の判決がなされました。当社は、この判決内容に承服できないことから、平成28年10月12日、東京高等裁判所に控訴いたしました。平成29年10月26日に当社の請求を棄却する旨の判決を受けました。この判決に対して、当社が上告及び上告受理の申立てを行わなかったため、平成29年11月10日に本件控訴審判決が確定いたしました。

追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含め825百万円（附帯税を含め935百万円）であります。これについては、「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第63号）に従い、平成24年3月期において「過年度法人税等」として費用処理いたしました。

また、税務調査が終了した年度の翌連結会計年度である平成23年3月期から当該税制を適用した場合の影響額を費用処理しております。

(連結貸借対照表関係)

※ 1. 非連結子会社及び関連会社に係る注記

非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成30年 3 月31日)
投資有価証券 (株式)	1,293百万円	994百万円

(連結損益計算書関係)

※ 1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)
販売手数料	1,901百万円	3,408百万円
特許権使用料	5,141	3,158
荷造運送費	2,225	1,655
従業員給料手当	4,849	3,103
退職給付費用	336	213
貸倒引当金繰入額	368	253
製品保証引当金繰入額	69	561
研究開発費	1,525	505

※ 2. 研究開発費の総額

一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)
	7,248百万円	6,242百万円

※ 3. 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)
建物及び構築物	160百万円	－百万円
機械装置及び運搬具	219	0
工具、器具及び備品	0	2
土地	1,001	－
特許権	53	－
計	1,436	2

※ 4. 固定資産処分損の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)
建物及び構築物	8百万円	0百万円
機械装置及び運搬具	47	0
工具、器具及び備品	0	5
土地	－	5
特許権	－	5
ソフトウェア	－	0
計	57	17

※ 5. 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

当社グループは、原則として、事業用資産については継続的に収支の把握を行っている法人単位を基礎とした区分によりグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

前連結会計年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

用途	場所	種類
除却予定資産	Funai Electric Cebu, Inc. (フィリピン セブ)	機械装置及び運搬具

当社はLexmark International, Inc.から製造子会社（現Funai Electric Cebu, Inc.）の株式を取得して以降、同社よりインクカートリッジの生産を請け負っておりますが、一部のモデルについて生産が終了するのに伴い、従来、事業用資産としてグルーピングしていた除却予定資産につきまして、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（339百万円）を特別損失に計上いたしました。

なお、当該資産の回収可能価額は処分価額をもとにした正味売却価額により算定しております。

当連結会計年度（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

用途	場所	種類	減損損失（百万円）
事業用資産	船井電機(株) (大阪府大東市)	工具、器具及び備品	148
		リース資産（有形）	4
		特許権	2,451
		ソフトウェア	75
		長期前払費用	4,883
事業用資産	船井電機(香港)有限公司 (香港 新界)	建物及び構築物	42
		機械装置及び運搬具	37
		工具、器具及び備品	613
事業用資産	FUNAI (THAILAND) CO.,LTD. (タイ ナコンラーチャシーマー)	建物及び構築物	596
		機械装置及び運搬具	181
		工具、器具及び備品	413
		土地	56
		ソフトウェア	1
事業用資産	Funai Electric Philippines Inc. (フィリピン バタンガス)	建物及び構築物	474
		機械装置及び運搬具	331
		工具、器具及び備品	218
		ソフトウェア	34
事業用資産	Funai Electric Cebu, Inc. (フィリピン セブ)	建物及び構築物	539
		機械装置及び運搬具	594
		工具、器具及び備品	67
		ソフトウェア	33
事業用資産	FEP REAL ESTATE, INC. (フィリピン マカティ)	土地	42
事業用資産	FUNAI CORPORATION, INC. (米国 ニュージャージ)	建物及び構築物	8
		機械装置及び運搬具	2
		工具、器具及び備品	3
		リース資産（無形）	293
事業用資産	Funai Trading Corp. (米国 カリフォルニア)	建物及び構築物	5
		機械装置及び運搬具	27
		工具、器具及び備品	33
		ソフトウェア	55
事業用資産	Funai Lexington Technology Corporation (米国 ケンタッキー)	建物及び構築物	59
		機械装置及び運搬具	136
		工具、器具及び備品	66
		ソフトウェア	3
事業用資産	Funai Manufacturing, S.A.DE C.V. (メキシコ ティファナ)	建物及び構築物	13
		機械装置及び運搬具	5
		工具、器具及び備品	4
		ソフトウェア	8
事業用資産	P&F MEXICANA, S.A. DE C.V. (メキシコ メヒコ)	機械装置及び運搬具	3
		工具、器具及び備品	1
		ソフトウェア	13
合 計			12,586

当連結会計年度において、収益性が著しく低下している事業用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（12,586百万円）を特別損失に計上いたしました。

なお、当該資産の回収可能価額は、建物及び構築物並びに土地については正味売却価額により測定しており、不動産鑑定士等により合理的に算定された評価額に基づく正味売却価額を使用しており、前述以外の資産については正味売却価額によって測定しており、正味売却価額を零として算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ 1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	93百万円	1百万円
組替調整額	△255	—
税効果調整前	△162	1
税効果額	13	—
その他有価証券評価差額金	△148	1
為替換算調整勘定：		
当期発生額	971	△1,099
組替調整額	△16	—
税効果調整前	954	△1,099
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	954	△1,099
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	△50	334
組替調整額	△290	162
税効果調整前	△340	496
税効果額	133	△156
退職給付に係る調整額	△207	340
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	△6	—
組替調整額	50	—
持分法適用会社に対する持分相当額	44	—
その他の包括利益合計	643	△757

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	36,130	—	—	36,130
合計	36,130	—	—	36,130
自己株式				
普通株式(注)	2,011	0	—	2,011
合計	2,011	0	—	2,011

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	149
合計		—	—	—	—	—	149

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年5月23日 取締役会	普通株式	1,023	30	平成28年3月31日	平成28年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年5月22日 取締役会	普通株式	341	利益剰余金	10	平成29年3月31日	平成29年6月12日

当連結会計年度（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数（千株）	当連結会計年度増 加株式数（千株）	当連結会計年度減 少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	36,130	—	—	36,130
合計	36,130	—	—	36,130
自己株式				
普通株式（注）	2,011	0	—	2,011
合計	2,011	0	—	2,011

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	17
合計		—	—	—	—	—	17

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年5月22日 取締役会	普通株式	341	10	平成29年3月31日	平成29年6月12日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
現金及び預金勘定	40,136百万円	32,390百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△1,165	△1,739
現金及び現金同等物	38,971	30,650

※ 2. 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

株式の売却によりDXアンテナ株式会社が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに株式の売却価額と売却による収入は次のとおりであります。

流動資産	12,006百万円
固定資産	3,826
流動負債	△3,178
固定負債	△821
その他有価証券評価差額金	△128
為替換算調整勘定	△3
退職給付に係る調整累計額	△290
非支配株主持分	△470
株式売却損	△704
株式売却に伴う付随費用	132
株式の売却価額	10,367
株式売却に伴う付随費用	△132
現金及び現金同等物	△2,336
差引：売却による収入	7,899

当連結会計年度(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

機械装置及び運搬具であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
1年内	581	454
1年超	579	899
合計	1,160	1,354

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については銀行借入、資金運用については短期的な預金等によっております。デリバティブは後述するリスクを回避するために利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、販売管理規程を定め、取引先毎に取引条件、与信限度額を管理することとしております。

投資有価証券は株式であり、市場価格の変動リスク等に晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、社内機関である投融資審議会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は利用しない方針ですが、変動金利の借入金は、金利変動リスクに晒されているため、個別契約毎に判断して、デリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用する場合があります。デリバティブ取引を実行する場合、その執行・管理については、社内規程に従って行うこととしております。また、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

営業債権や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注）2. 参照）。

前連結会計年度（平成29年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	40,136	40,136	—
(2) 受取手形及び売掛金	15,571	15,571	—
(3) 投資有価証券 其他有価証券	47	47	—
資産計	55,754	55,754	—
(1) 支払手形及び買掛金	18,603	18,603	—
(2) 未払金	7,280	7,280	—
負債計	25,883	25,883	—
デリバティブ取引	—	—	—

当連結会計年度（平成30年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	32,390	32,390	—
(2) 受取手形及び売掛金	9,953	9,953	—
(3) 投資有価証券 其他有価証券	49	49	—
資産計	42,393	42,393	—
(1) 支払手形及び買掛金	11,808	11,808	—
(2) 未払金	10,372	10,372	—
負債計	22,180	22,180	—
デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格等によっております。なお、投資有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. 時価を把握することが困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
非上場株式等	1,377	1,236

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（平成29年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	40,136	—	—	—
受取手形及び売掛金	15,571	—	—	—
合計	55,707	—	—	—

当連結会計年度（平成30年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	32,390	—	—	—
受取手形及び売掛金	9,953	—	—	—
合計	42,344	—	—	—

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成29年3月31日)

種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	47	35	11
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
小計	47	35	11
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	47	35	11

(注) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額 84百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（平成30年3月31日）

種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	49	35	13
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
小計	49	35	13
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	49	35	13

（注）非上場株式等（連結貸借対照表計上額 242百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	178	127	—
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	178	127	—

当連結会計年度（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社の一部は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

海外連結子会社の一部は、確定拠出型の制度を設けております。

一部の連結子会社では簡便法を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を採用した制度を含んでおります。)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
退職給付債務の期首残高	8,468百万円	6,588百万円
勤務費用	480	399
利息費用	92	87
数理計算上の差異の発生額	47	△148
退職給付の支払額	△494	△641
連結除外による減少額	△1,896	—
その他	△109	14
退職給付債務の期末残高	6,588	6,300

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を採用した制度を含んでおります。)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
年金資産の期首残高	9,629百万円	8,117百万円
期待運用収益	106	107
数理計算上の差異の発生額	△2	186
事業主からの拠出額	592	396
退職給付の支払額	△494	△641
連結除外による減少額	△1,589	—
その他	△124	△29
年金資産の期末残高	8,117	8,136

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表(簡便法を採用した制度を含んでおります。)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	△6,431百万円	△6,181百万円
年金資産	7,975	8,022
退職給付に係る資産	1,543	1,840
積立型制度の退職給付債務	△156百万円	△118百万円
年金資産	141	114
退職給付に係る負債	△15	△3

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額（簡便法を採用した制度を含んでおります。）

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
勤務費用	480百万円	399百万円
利息費用	92	87
期待運用収益	△106	△107
数理計算上の差異の費用処理額	158	163
過去勤務費用の費用処理額	△40	△1
会計基準変更時差異の費用処理額	58	—
その他	9	40
確定給付制度に係る退職給付費用	652	582

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
数理計算上の差異	△177百万円	498百万円
過去勤務費用	△222	△1
会計基準変更時差異の費用処理額	58	—
合 計	△340	496

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
未認識数理計算上の差異	109百万円	608百万円
未認識過去勤務費用	5	4
合 計	115	612

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳（簡便法を採用した制度を含んでおります。）

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
債券	61%	59%
株式	18	20
貸付金・短期資金	2	0
その他	19	21
合 計	100	100

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
割引率	1.4%	1.4%
長期期待運用収益率	1.3%	1.3%
予想昇給率	5.6%	5.6%
一時金選択率	86.5%	75.5%

3. 確定拠出制度

一部の海外連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度112百万円、当連結会計年度97百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
売上原価	1	7
販売費及び一般管理費	3	7

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
新株予約権戻入益	0	146

３．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成20年度第1回 ストック・オプション	平成26年度第1回 ストック・オプション	平成28年度第1回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役兼執行役 1名 当社執行役員 10名 当社従業員 315名	当社取締役 3名 当社執行役員 2名 当社子会社執行役員 2名 当社子会社従業員 1名	当社取締役 4名 当社執行役員 1名 当社従業員 50名 当社子会社従業員 2名
株式の種類別のストック・ オプションの数（注）	普通株式 431,700株	普通株式 120,000株	普通株式 174,000株
付与日	平成20年11月20日	平成26年10月10日	平成29年1月30日
権利確定条件	付されていません。	付されていません。	付されていません。
対象勤務期間	平成20年11月20日から権利 確定日まで。なお、権利確 定日は、段階的な権利行使 期間に応じて定められ、最 終の権利行使期間の開始日 は平成28年8月1日であり ます。	平成26年10月10日から権利 確定日まで。なお、権利確 定日は、段階的な権利行使 期間に応じて定められ、最 終の権利行使期間の開始日 は平成34年9月1日であり ます。	平成29年1月30日から権利 確定日まで。なお、権利確 定日は、段階的な権利行使 期間に応じて定められ、最 終の権利行使期間の開始日 は平成34年9月1日であり ます。
権利行使期間	平成22年8月1日から 平成29年7月31日まで	平成28年9月1日から 平成35年8月31日まで	平成30年9月1日から 平成35年8月31日まで

	平成29年度第1回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社執行役員 2名 当社従業員 122名
株式の種類別のストック・ オプションの数（注）	普通株式 170,000株
付与日	平成29年11月29日
権利確定条件	付されていません。
対象勤務期間	平成29年11月29日から権利 確定日まで。なお、権利確 定日は、段階的な権利行使 期間に応じて定められ、最 終の権利行使期間の開始日 は平成35年9月1日であり ます。
権利行使期間	平成31年9月1日から 平成36年8月31日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成30年3月期）において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① Stock・オプションの数

	平成20年度第1回 Stock・オプション	平成26年度第1回 Stock・オプション	平成28年度第1回 Stock・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	174,000
付与	—	—	—
失効	—	—	41,000
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	133,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	228,600	26,400	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	228,600	10,800	—
未行使残	—	15,600	—

	平成29年度第1回 Stock・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	170,000
失効	9,500
権利確定	—
未確定残	160,500
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

②単価情報

	平成20年度第1回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,609
行使時平均株価 (円)	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	
a (注)	440
b (注)	447
c (注)	454
d (注)	458
e (注)	475
f (注)	487
g (注)	510

(注) 以下の権利行使可能期間毎に算定を行っております。

- a 平成22年8月1日から平成29年7月31日まで
- b 平成23年8月1日から平成29年7月31日まで
- c 平成24年8月1日から平成29年7月31日まで
- d 平成25年8月1日から平成29年7月31日まで
- e 平成26年8月1日から平成29年7月31日まで
- f 平成27年8月1日から平成29年7月31日まで
- g 平成28年8月1日から平成29年7月31日まで

	平成26年度第1回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,296
行使時平均株価 (円)	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	
a (注)	236
b (注)	280
c (注)	330
d (注)	353
e (注)	359
f (注)	359
g (注)	356

(注) 以下の権利行使可能期間毎に算定を行っております。

- a 平成28年9月1日から平成35年8月31日まで
- b 平成29年9月1日から平成35年8月31日まで
- c 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
- d 平成31年9月1日から平成35年8月31日まで
- e 平成32年9月1日から平成35年8月31日まで
- f 平成33年9月1日から平成35年8月31日まで
- g 平成34年9月1日から平成35年8月31日まで

	平成28年度第1回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,019
行使時平均株価 (円)	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	
a (注)	188
b (注)	199
c (注)	206
d (注)	212
e (注)	216

(注) 以下の権利行使可能期間毎に算定を行っております。

- a 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
- b 平成31年9月1日から平成35年8月31日まで
- c 平成32年9月1日から平成35年8月31日まで
- d 平成33年9月1日から平成35年8月31日まで
- e 平成34年9月1日から平成35年8月31日まで

	平成29年度第1回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	947
行使時平均株価 (円)	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	
a (注)	199
b (注)	213
c (注)	233
d (注)	246
e (注)	258

(注) 以下の権利行使可能期間毎に算定を行っております。

- a 平成31年9月1日から平成36年8月31日まで
- b 平成32年9月1日から平成36年8月31日まで
- c 平成33年9月1日から平成36年8月31日まで
- d 平成34年9月1日から平成36年8月31日まで
- e 平成35年9月1日から平成36年8月31日まで

4. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成29年度第1回Stock・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	平成29年度第1回Stock・オプション		
	a	b	c
株価変動性 (注) 1.	37.39%	37.78%	39.14%
予想残存期間 (注) 2.	4.255年	4.756年	5.257年
予想配当 (注) 3.	10円/株	10円/株	10円/株
無リスク利子率 (注) 4.	△0.135%	△0.128%	△0.118%
	d	e	
株価変動性 (注) 1.	39.55%	39.87%	
予想残存期間 (注) 2.	5.755年	6.256年	
予想配当 (注) 3.	10円/株	10円/株	
無リスク利子率 (注) 4.	△0.104%	△0.095%	

(注) 1. 以下の期間の株価実績に基づき算定しております。

a 平成25年8月28日から平成29年11月29日まで

b 平成25年2月26日から平成29年11月29日まで

c 平成24年8月27日から平成29年11月29日まで

d 平成24年2月27日から平成29年11月29日まで

e 平成23年8月28日から平成29年11月29日まで

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

3. 平成29年3月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

5. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、失効の見積数をゼロとしております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付に係る負債	1百万円	6百万円
役員退職慰労引当金	320	314
未払金	969	1,499
貸倒引当金	479	361
未払費用(賞与分)	165	146
投資有価証券評価損	20	20
たな卸資産評価減	233	351
減損損失	51	2,622
移転価格税制調整金	699	—
繰越欠損金	17,700	18,953
その他	1,435	1,441
繰延税金資産小計	22,079	25,716
評価性引当額	△21,053	△24,966
繰延税金資産合計	1,025	749
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	△56	△53
退職給付に係る資産	△471	△561
その他	△148	△95
繰延税金負債合計	△676	△709
繰延税金資産の純額	349	39

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
流動資産—繰延税金資産	489百万円	468百万円
固定資産—繰延税金資産	454	225
固定負債—繰延税金負債	△595	△655

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。	税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、電気機械器具を製造販売しており、国内においては当社が、海外においては米州、アジア、欧州等の各地域をFUNAI CORPORATION, INC. (米州)、P&F USA, Inc. (米州)、船井電機(香港)有限公司 (アジア)、FUNAI (THAILAND) CO., LTD. (アジア)、FUNAI ELECTRIC EUROPE Sp.z o.o. (欧州) 及びその他の現地法人が、それぞれ担当しております。現地法人はそれぞれ独立した経営単位であり、取り扱う製品について各地域の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は、製造販売体制を基礎とした所在地別のセグメントから構成されており、「日本」、「米州」、「アジア」及び「欧州」の4つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されているセグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの損益は、営業損益ベースの数値であります。

セグメント間の売上高は、第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1.	連結 財務諸表 計上額 (注) 2.
	日本	米州	アジア	欧州	計		
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	31,200	101,751	274	612	133,838	—	133,838
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	83,776	1,194	87,607	—	172,577	(172,577)	—
計	114,977	102,945	87,881	612	306,416	(172,577)	133,838
セグメント利益又はセグメント 損失 (△)	△8,219	△131	△630	45	△8,935	2,160	△6,775
セグメント資産	88,400	34,976	42,110	1,868	167,355	(58,669)	108,685
その他の項目							
減価償却費	1,589	171	2,337	0	4,098	—	4,098
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	654	332	2,250	—	3,237	(0)	3,237

当連結会計年度（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					調整額 (注) 1.	連結 財務諸表 計上額 (注) 2.
	日本	米州	アジア	欧州	計		
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	36,199	92,949	853	127	130,130	—	130,130
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	83,389	2,293	98,355	—	184,038	(184,038)	—
計	119,589	95,243	99,209	127	314,169	(184,038)	130,130
セグメント損失 (△)	△5,634	△965	△3,948	△83	△10,631	(253)	△10,885
セグメント資産	76,263	24,892	28,038	1,407	130,600	(50,330)	80,270
その他の項目							
減価償却費	706	110	1,442	—	2,258	—	2,258
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	815	164	1,445	—	2,425	(16)	2,408

(注) 1. 調整額の内容は以下のとおりであります。

セグメント損失 (△)

（単位：百万円）

	前連結会計年度	当連結会計年度
セグメント間取引消去	2,705	△735
全社費用※	△767	△772
棚卸資産の調整額	222	1,254
合計	2,160	△253

※ 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

セグメント資産

（単位：百万円）

	前連結会計年度	当連結会計年度
全社資産※	22,762	20,635
棚卸資産の調整額	△1,298	△44
セグメント間債権債務消去等	△80,133	△70,921
合計	△58,669	△50,330

※ 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金（現金及び預金）、長期投資資金（投資有価証券等）であります。

2. セグメント損失 (△) は、連結財務諸表の営業損失 (△) と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	映像機器	情報機器	その他	合計
外部顧客への売上高	115,262	5,075	13,500	133,838

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	米州			アジア	欧州	合計
	米国	メキシコ	その他			
29,521	93,384	6,895	2,588	424	1,023	133,838

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

（単位：百万円）

日本	米州	アジア			欧州	合計
		フィリピン	タイ	その他		
4,544	263	5,922	1,697	535	—	12,963

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
WAL-MART STORES, INC.	78,530	米州
株式会社ヤマダ電機	997	日本

当連結会計年度（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	映像機器	情報機器	その他	合計
外部顧客への売上高	122,569	3,334	4,225	130,130

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	米州			アジア	欧州	合計
	米国	メキシコ	その他			
33,897	89,020	2,844	2,438	1,391	538	130,130

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米州	アジア			欧州	合計
		フィリピン	タイ	その他		
4,528	2	3,097	564	0	—	8,193

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
WAL-MART STORES, INC.	77,979	米州
株式会社ヤマダ電機	17,115	日本

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

(単位：百万円)

	日本	米州	アジア	欧州	全社・消去	合計
減損損失	—	—	339	—	—	339

当連結会計年度（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

(単位：百万円)

	日本	米州	アジア	欧州	全社・消去	合計
減損損失	7,564	745	4,276	—	—	12,586

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

前連結会計年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

前連結会計年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
1株当たり純資産額	2,242円38銭	1株当たり純資産額	1,485円96銭
1株当たり当期純損失	197円70銭	1株当たり当期純損失	724円21銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	76,656	50,717
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	149	17
(うち新株予約権(百万円))	(149)	(17)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	76,507	50,699
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(千株)	34,119	34,118

3. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり当期純損失(△)		
親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	△6,745	△24,709
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純 損失(△)(百万円)	△6,745	△24,709
普通株式の期中平均株式数(千株)	34,119	34,119
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要	新株予約権3種類(新株予約権の 4,290個)を除いております。	新株予約権3種類(新株予約権の 3,091個)を除いております。な お、詳細は「新株予約権等の状 況」に記載しております。

(重要な後発事象)

(資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分について)

当社は、平成30年5月21日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定に基づく当社定款の定めにより、下記のとおり資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分について決議いたしました。

1. 資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

欠損填補を行うことにより、利益を計上した際に配当を行うことができる体制を整えるとともに、今後の財務戦略における柔軟性及び機動性を確保することを目的としております。

2. 資本準備金及び利益準備金の額の減少の要領

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少しその他資本剰余金に、利益準備金の額を減少し繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少する準備金の項目及びその額

資本準備金	12,810,362,422円
利益準備金	209,383,090円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金	12,810,362,422円
繰越利益剰余金	209,383,090円

3. 剰余金の処分の要領

会社法第452条の規定に基づき、別途積立金の額を減少し繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金	12,428,416,418円
-------	-----------------

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	12,428,416,418円
---------	-----------------

4. 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の効力発生日

(1) 取締役会決議日	平成30年5月21日
(2) 効力発生日	平成30年5月21日

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	242	236	—	—
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	514	282	—	平成31年4月22日～ 平成36年1月31日
その他有利子負債	—	—	—	—
計	756	518	—	—

(注) 1. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	205	68	6	0

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

(当連結会計年度における四半期情報等)

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	32,071	72,132	108,763	130,130
税金等調整前四半期(当期) 純損失(△)(百万円)	△2,166	△13,490	△15,725	△24,335
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純損失(△)(百万 円)	△1,517	△13,083	△15,509	△24,709
1株当たり四半期(当期)純 損失(△)(円)	△44.49	△383.48	△454.57	△724.21

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失 (△)(円)	△44.49	△338.99	△71.09	△269.64

(タックスヘイブン対策税制について)

当社は、平成23年6月29日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、平成20年3月期から平成22年3月期の3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。当社は、この更正処分を不服として、平成23年8月25日、大阪国税不服審判所に対して審査請求を行い、平成24年7月18日、当社の請求を棄却する旨の裁決書を受領いたしました。当社といたしましては、この裁決は誠に遺憾であり到底承服できるものではないため、平成25年1月17日、東京地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起しておりましたが、平成28年9月28日に当社の請求を棄却する旨の判決がなされました。当社は、この判決内容に承服できないことから、平成28年10月12日、東京高等裁判所に控訴いたしました。平成29年10月26日に当社の請求を棄却する旨の判決を受けました。この判決に対して、当社が上告及び上告受理の申立てを行わなかったため、平成29年11月10日に本件控訴審判決が確定いたしました。

追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含め825百万円（附帯税を含め935百万円）であります。これについては、「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第63号）に従い、平成24年3月期において「過年度法人税等」として費用処理いたしました。

また、税務調査が終了した年度の翌連結会計年度である平成23年3月期から当該税制を適用した場合の影響額を費用処理しております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	21,328	19,350
売掛金	※1 26,723	※1 18,223
商品及び製品	281	977
原材料及び貯蔵品	1,035	1,653
前払費用	611	357
その他	※1 1,524	※1 791
貸倒引当金	△5,623	△4,885
流動資産合計	45,881	36,468
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,728	1,907
構築物	27	23
機械及び装置	2	1
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	49	21
土地	2,249	2,302
リース資産	367	263
建設仮勘定	109	—
有形固定資産合計	4,535	4,520
無形固定資産		
特許権	2,576	—
ソフトウェア	200	71
その他	29	12
無形固定資産合計	2,806	83
投資その他の資産		
投資有価証券	132	291
関係会社株式	25,613	21,808
長期貸付金	※1 21,014	※1 21,386
長期前払費用	2,137	43
前払年金費用	1,519	1,311
その他	157	200
貸倒引当金	△11,803	△12,500
投資その他の資産合計	38,770	32,539
固定資産合計	46,112	37,144
資産合計	91,994	73,612

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※1 11,362	※1 6,468
リース債務	123	118
未払金	※1 4,236	※1 6,419
未払費用	※1 2,040	※1 3,842
未払法人税等	178	183
預り金	350	286
製品保証引当金	277	838
その他	33	1,038
流動負債合計	18,601	19,196
固定負債		
長期借入金	—	※1 658
リース債務	273	171
繰延税金負債	522	454
役員退職慰労引当金	1,047	1,025
その他	281	744
固定負債合計	2,123	3,054
負債合計	20,725	22,250
純資産の部		
株主資本		
資本金	31,307	31,307
資本剰余金		
資本準備金	32,833	32,833
その他資本剰余金	438	438
資本剰余金合計	33,272	33,272
利益剰余金		
利益準備金	209	209
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	128	120
別途積立金	23,400	23,400
繰越利益剰余金	7,131	△12,637
利益剰余金合計	30,869	11,092
自己株式	△24,341	△24,341
株主資本合計	71,107	51,331
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	11	13
評価・換算差額等合計	11	13
新株予約権	149	17
純資産合計	71,269	51,362
負債純資産合計	91,994	73,612

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
売上高	※ 2 103,982	※ 2 119,197
売上原価	※ 2 95,109	※ 2 113,008
売上総利益	8,873	6,189
販売費及び一般管理費	※ 1, ※ 2 17,957	※ 1, ※ 2 12,783
営業損失 (△)	△9,084	△6,594
営業外収益		
受取利息及び配当金	※ 2 4,582	※ 2 591
関係会社貸倒引当金戻入額	—	91
その他	※ 2 147	※ 2 98
営業外収益合計	4,730	780
営業外費用		
支払利息	87	※ 2 4
為替差損	700	1,548
関係会社貸倒引当金繰入額	—	780
その他	※ 2 173	※ 2 267
営業外費用合計	960	2,600
経常損失 (△)	△5,315	△8,414
特別利益		
固定資産売却益	1,216	1
関係会社株式売却益	5,908	20
新株予約権戻入益	0	146
その他	109	—
特別利益合計	7,235	168
特別損失		
固定資産処分損	9	17
関係会社株式評価損	—	3,661
減損損失	—	7,564
特別損失合計	9	11,243
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	1,909	△19,489
法人税、住民税及び事業税	11	13
法人税等調整額	△240	△67
法人税等合計	△228	△53
当期純利益又は当期純損失 (△)	2,138	△19,435

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	31,307	32,833	438	33,272	209	518	23,400	5,626	29,753
当期変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩						△389		389	—
剰余金の配当								△1,023	△1,023
当期純利益								2,138	2,138
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△389	—	1,504	1,115
当期末残高	31,307	32,833	438	33,272	209	128	23,400	7,131	30,869

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△24,341	69,992	59	59	145	70,197
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
剰余金の配当		△1,023				△1,023
当期純利益		2,138				2,138
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△47	△47	3	△44
当期変動額合計	△0	1,115	△47	△47	3	1,071
当期末残高	△24,341	71,107	11	11	149	71,269

当事業年度（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	31,307	32,833	438	33,272	209	128	23,400	7,131	30,869
当期変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩						△7		7	－
剰余金の配当								△341	△341
当期純損失（△）								△19,435	△19,435
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△7	－	△19,769	△19,776
当期末残高	31,307	32,833	438	33,272	209	120	23,400	△12,637	11,092

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△24,341	71,107	11	11	149	71,269
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩		－				－
剰余金の配当		△341				△341
当期純損失（△）		△19,435				△19,435
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			1	1	△131	△129
当期変動額合計	△0	△19,776	1	1	△131	△19,906
当期末残高	△24,341	51,331	13	13	17	51,362

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、特許権については、経済的使用可能予測期間（8～10年）、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 製品保証引当金

販売製品のアフターサービスによる費用支出に備えるため過去の実績を基準として発生見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記しておりました「未収収益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「流動資産」の「その他」に含めております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「未収収益」1,122百万円、「その他」401百万円は、「流動資産」の「その他」1,524百万円として組み替えております。

(損益計算書)

前事業年度において、「特別利益」の「その他」に含めておりました「新株予約権戻入益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「特別利益」の「その他」に表示していた110百万円は、「新株予約権戻入益」0百万円、「その他」109百万円として組み替えております。

(追加情報)

(タックスヘイブン対策税制について)

当社は、平成23年6月29日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、平成20年3月期から平成22年3月期の3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。当社は、この更正処分を不服として、平成23年8月25日、大阪国税不服審判所に対して審査請求を行い、平成24年7月18日、当社の請求を棄却する旨の裁決書を受領いたしました。当社といたしましては、この裁決は誠に遺憾であり到底承服できるものではないため、平成25年1月17日、東京地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起しておりましたが、平成28年9月28日に当社の請求を棄却する旨の判決がなされました。当社は、この判決内容に承服できないことから、平成28年10月12日、東京高等裁判所に控訴いたしました。平成29年10月26日に当社の請求を棄却する旨の判決を受けました。この判決に対して、当社が上告及び上告受理の申立てを行わなかったため、平成29年11月10日に本件控訴審判決が確定いたしました。

追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含め825百万円（附帯税を含め935百万円）であります。これについては、「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第63号）に従い、平成24年3月期において「過年度法人税等」として費用処理いたしました。

また、税務調査が終了した年度の翌事業年度である平成23年3月期から当該税制を適用した場合の影響額を費用処理しております。

(貸借対照表関係)

※ 1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
短期金銭債権	21,447百万円	13,867百万円
長期金銭債権	20,839	21,189
短期金銭債務	13,511	9,531
長期金銭債務	—	658

(損益計算書関係)

※ 1. 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度40%、当事業年度59%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度60%、当事業年度41%であります。

主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
販売手数料	1,696百万円	3,573百万円
特許権使用料	5,093	3,157
従業員給料手当	1,733	1,670
貸倒引当金繰入額	2,761	△718
製品保証引当金繰入額	69	561
減価償却費	1,080	585
研究開発費	1,470	505

※ 2. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業取引		
売上高	84,545百万円	83,392百万円
仕入高	90,110	95,902
その他の営業費用	1,639	2,320
営業取引以外の取引高	4,564	579

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式21,804百万円、関連会社株式3百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式25,610百万円、関連会社株式3百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
役員退職慰労引当金	320百万円	314百万円
貸倒引当金	5,330	5,317
未払費用（賞与分）	156	135
投資有価証券評価損	20	20
関係会社株式評価損	3,605	4,722
未払金	609	1,124
減損損失	24	2,109
繰越欠損金	13,705	16,061
移転価格税制調整金	699	—
その他	740	1,025
繰延税金資産小計	25,213	30,830
評価性引当額	△25,203	△30,830
繰延税金資産合計	9	—
繰延税金負債		
前払年金費用	△465	△401
固定資産圧縮積立金	△56	△53
その他	△9	—
繰延税金負債合計	△531	△454
繰延税金資産・負債（負債は△）の純額	△522	△454

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.9%	税引前当期純損失を計上して
(調整)		いるため、記載を省略しており
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.2	ます。
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.5	
住民税均等割等	0.4	
海外子会社配当益金不算入	△65.3	
評価性引当額	18.7	
その他	0.7	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△11.9	

(重要な後発事象)

(資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分について)

当社は、平成30年5月21日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定に基づく当社定款の定めにより、下記のとおり資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分について決議いたしました。

1. 資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

欠損填補を行うことにより、利益を計上した際に配当を行うことができる体制を整えるとともに、今後の財務戦略における柔軟性及び機動性を確保することを目的としております。

2. 資本準備金及び利益準備金の額の減少の要領

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少しその他資本剰余金に、利益準備金の額を減少し繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少する準備金の項目及びその額

資本準備金	12,810,362,422円
利益準備金	209,383,090円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金	12,810,362,422円
繰越利益剰余金	209,383,090円

3. 剰余金の処分の要領

会社法第452条の規定に基づき、別途積立金の額を減少し繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金	12,428,416,418円
-------	-----------------

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	12,428,416,418円
---------	-----------------

4. 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の効力発生日

(1) 取締役会決議日	平成30年5月21日
(2) 効力発生日	平成30年5月21日

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	1,728	273	2	92	1,907	4,463
	構築物	27	—	—	3	23	235
	機械及び装置	2	—	—	1	1	189
	車両運搬具	0	—	—	—	0	25
	工具、器具及び備品	49	173	153 (148)	48	21	3,824
	土地	2,249	209	156	—	2,302	—
	リース資産	367	19	4 (4)	118	263	312
	建設仮勘定	109	185	295	—	—	—
	計	4,535	860	612 (153)	263	4,520	9,051
無形固定資産	特許権	2,576	248	2,457 (2,451)	367	—	3,118
	ソフトウェア	200	0	76 (75)	53	71	1,899
	その他	29	—	—	16	12	795
	計	2,806	248	2,533 (2,527)	438	83	5,813

(注) 「当期減少額」欄の()は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科 目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	17,426	2,047	2,088	17,385
製品保証引当金	277	838	277	838
役員退職慰労引当金	1,047	10	31	1,025

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

(タックスヘイブン対策税制について)

当社は、平成23年6月29日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、平成20年3月期から平成22年3月期の3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。当社は、この更正処分を不服として、平成23年8月25日、大阪国税不服審判所に対して審査請求を行い、平成24年7月18日、当社の請求を棄却する旨の裁決書を受領いたしました。当社といたしましては、この裁決は誠に遺憾であり到底承服できるものではないため、平成25年1月17日、東京地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起しておりましたが、平成28年9月28日に当社の請求を棄却する旨の判決がなされました。当社は、この判決内容に承服できないことから、平成28年10月12日、東京高等裁判所に控訴いたしました。平成29年10月26日に当社の請求を棄却する旨の判決を受けました。この判決に対して、当社が上告及び上告受理の申立てを行わなかったため、平成29年11月10日に本件控訴審判決が確定いたしました。

追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含め825百万円（附帯税を含め935百万円）であります。これについては、「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第63号）に従い、平成24年3月期において「過年度法人税等」として費用処理いたしました。

また、税務調査が終了した年度の翌事業年度である平成23年3月期から当該税制を適用した場合の影響額を費用処理しております。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 大阪府中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告することができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www2.funai.co.jp/jp/investors/koukoku.html
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | |
|--|---|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第65期）（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日） | 平成29年6月28日
関東財務局長に提出 |
| (2) 内部統制報告書及びその添付書類 | 平成29年6月28日
関東財務局長に提出 |
| (3) 四半期報告書及び確認書
（第66期第1四半期）（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日）
（第66期第2四半期）（自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日）
（第66期第3四半期）（自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日） | 平成29年8月9日
平成29年11月14日
平成30年2月14日
関東財務局長に提出 |
| (4) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使結果）の規定に基づく臨時報告書 | 平成29年7月5日
関東財務局長に提出 |
| (5) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書 | 平成29年8月22日
関東財務局長に提出 |
| (6) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストックオプションとしての新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書 | 平成29年11月13日
関東財務局長に提出 |
| (7) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書 | 平成29年11月15日
関東財務局長に提出 |
| (8) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）の規定に基づく臨時報告書 | 平成30年2月13日
関東財務局長に提出 |
| (9) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書 | 平成30年5月14日
関東財務局長に提出 |
| (10) 臨時報告書の訂正報告書
平成29年11月13日提出の臨時報告書（ストックオプションとしての新株予約権の発行）に係る訂正報告書 | 平成29年11月29日
関東財務局長に提出 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年6月27日

船 井 電 機 株 式 会 社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 田 明 印
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡 田 明 広 印
--------------------	-------	-----------

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている船井電機株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、船井電機株式会社及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、船井電機株式会社の平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、船井電機株式会社が平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月27日

船 井 電 機 株 式 会 社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 田 明 印
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡 田 明 広 印
--------------------	-------	-----------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている船井電機株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、船井電機株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。